

平成27年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成27年12月8日  
招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務 係 長 細田 浩子

説明のため出席した者

総務部長 荒木 重臣 総務部理事 田平 俊則  
(総務課)

課長 谷本 圭介 課長補佐 中村 元則  
課長補佐 宮司 裕子 課長補佐 荒木 秀一  
係長 山口 亮 主任 川瀬 陽介

(税務課)

課長補佐 福本 美也子

(収納推進課)

課長 帯田 俊文 課長補佐 宮崎 伸之  
係長 木戸 武志

(管財課)

課長 迎 英樹 課長補佐 井川 勝信  
主任 入口 健太郎

(財務課)

課長 田中 一之 課長補佐 荒木 隆  
企画振興部長 松尾 義行 企画振興部理事 大津 鉄治

生活福祉部長 松浦 篤美

(福祉課)

課長	村田	ゆかり	参事	山口	功
参事	楢取	由美	課長補佐	木須	紀彦
係長	山本	洋佑	係長	江口	美和子

(環境対策課)

課長	木島	英利	係長	中尾	盛雄
係長	森内	秀朋			

(健康保険課)

課長	森川	寛子	課長補佐	志田	純子
課長補佐	中村	宰子	係長	松田	祐貴

(介護保険課)

課長	富永	正彦	課長補佐	細田	愛二
----	----	----	------	----	----

本日の委員会に付した案件

- 議案第 67号 長与町部設置条例等の一部を改正する条例
- 議案第 68号 長与町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 71号 平成27年度長与町一般会計補正予算(第3号)

開 会 9時27分

散 会 15時25分

#### ○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。27年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました、議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。なお、説明、答弁は座ったままで結構です。谷本課長。

#### ○総務課長（谷本圭介君）

皆様、おはようございます。議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。今回の改正は、住民にとってわかりやすく且つ行政課題に迅速・柔軟に対応できるよう町長の直近下位の内部組織を再編成するものでございます。第1条は長与町部設置条例の一部改正でございます。その中の第1条におきましては、第2号から第4号までを改めます。1番目の総務部は変わりございませんけれども、2番目の企画振興部を企画財政部に、そして、3番目の生活福祉部を住民福祉部に、そして4番目の健康保険部といたしまして、5番目に1部を加え、建設産業部といたします。第2条、これは事務分掌におきましては、第1条の改正に伴いますが、まず総務部ですが、これを行政管理・地域住民の安心安全の部門とし地域振興協働防犯及び交通安全も担当をすることにいたします。2番目に企画振興部でございますが、政策企画財政税務の部門とし、財政・町税も担当することにいたします。現在の生活福祉部は、住民福祉部と健康保険部の二つの部として再編成をいたします。3番目といたしまして、住民福祉部を住民環境、社会福祉、子育て支援の部門といたします。4番目に、健康保険部といたしまして、保険・年金・健康づくりの部門といたします。5番目におきましては、建設産業部といたしまして、建設・農林水産課・商工業の部門とし、現在、企画振興部にあります、商工業及び観光に関する業務も担当をすることといたします。次に、第2条長与町介護保険運営協議会条例の一部改正と第3条長与町指定管理者・候補者選定委員会の条例の一部改正でございますが、いずれも、条例事項ではない条文を整理する目的で、所管課の名称、長与町介護運営協議会条例におきましては第8条の介護保険課、長与町指定管理者候補者選定委員会条例におきましては、第8条の総務課を削り、整理をするものでございます。条例の説明会では以上で終わります。なお、長与町役場組織に関する規則は現在、事務分掌等の最終調整を行ってる状況でございます。資料といたしましては、新規機構図の案という形のを配布をさせていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今、説明いただきましたけれども、せっかくこの機構図の案というのを今、もらっておりますので、これについて説明を若干加えていただければと思います。荒木部長。

#### ○総務部長（荒木重臣君）

それではお配りしております、機構図案を参照ください。まず、下の方に参考として

る部分はまだ参考ですので、この上の部分だけです。町長部局の部分だけです。部を、今までの4部から5部にしております。総務部、それから総務部に今までありました、財政・税務・収納、これを企画財政として持って行っております、企画財政部の方ですね。総務部には、元企画振興部と言ってましたけど、企画の方から地域を持ってきて、これは名前を変えて、地域安全課ということにしております。この中身は、地域安全課ということで安心・安全を住民に届いているということでこの中に、総務にあった消防持って行っております。それから、ここで変わったのは、総務部で変わったのは名前が管財課、これを契約管財課と変えております。この理由は、今契約業務を結構増えてきてるんですけど、なかなか管財課で契約をやっているということが、住民の皆さんにわからないということで、頭につけさせていただいております。それで一番上にあります、秘書広報課ですけど、これ今まで政策推進課ということで、政策業務と秘書・広報業務をやってきておりましたが、その政策業務に関しましては、企画とだぶる部分がありますので、政策の総合調整ということで、以前にも委員さんから指摘されたこともあったんですが、それをもう企画の方に離しております。その企画に離して、企画課の方も政策企画課と変えております。それから、今までの生活福祉部をですね、二つに分けて、住民福祉部と健康保険部に変えております。住民福祉部の中には、住民課と環境課をくっつけて、一つにしております。住民環境課ですね。それから、その中にこども政策課って新しくつくっております。これ今、全国的に子供の問題とかそういったのが結構出ておりますので、ここで新しくこども政策課とつけて、子供に関することをここによそから持ってきてつくっております。それから健康保険部ですけど、これはもう健康保険と介護保険、この保険関係は二つですね、入れております。あとはですね、建設産業部ですけど、これ今まで建設部だったんですが、産業関係を持って行っておりますので、建設産業部と名前を変えております。一番上の土木管理課ですけど、これ今まで管理課ということで、ちょっとなにをされているかわからないという声が多かったものですから、土木管理課とこども名前を変えております。それから都市計画課ですね、今まで都市整備課としてたんですが、名前の今度、都市計画課に変えております。それから農林水産課を商工観光を持っていったということで、産業振興課、これも名前を変更しております。大抵以上でございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

提案理由にあるように、それぞれわかりやすい組織、それから子供、政策等もあって、そういったものを・・・として、組織改革を行うということの説明でした。それでは、これから質疑を行います。質疑については、1条から最後まで、少のうございますので、どこからでも結構です。質疑ありましたら、どうぞ。安部委員。

#### ○安部都委員

今の説明で大体わかったんですが、行政課題の解決するため、そしてまた住民へのわかりやすく組織をするためということですが、大体このような統合されて、その住民側

からのメリット、どのようなことがこの統合することによって、住民がからしやすくなったのか、そういったメリット、そしてまた行政側から立場としての、このような統合することによってのメリット、そういったことをお知らせください。

○委員長（喜々津英世委員）

今、相互戦略からのメリットかなんか言ったかな。この人事・組織の際に伴うものですね。総合戦略も後で関連はあるかもしれませんが、とりあえずこの組織改革のメリットということです。谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

再編成におきまして、まず住民の方のメリットと言いましては、名称をわかりやすくさせていただいたということをごさいます、先ほど部長からの説明もありましたけれども、例えば、今、現在の建設部の中にあります管理課、これが住民の方からすると何をするとかがよくわからないということもありまして、1階の総合案内とかあるいは住民課の方でお尋ねする方もいらっしゃるということで、土木管理ということであればですね、例えば、側溝が少し傷んでるとか、道が少しへこんでるとか、そういったことの要望に関しましては、対応要望に関しまして、土木管理課という名称であればわかりやすいというような形もとれるのではないかとということで、まず、普通の方が名前を見たときに、ここはこういったところを担当するんだなってのが、わかりやすくなるような表現ということで名称を一応考えさせていただきました。また、行政側から言いますと統廃合することによりまして、フットワークがよくなるといいますか、例えば、今回、企画振興部の方の商工の方が産業振興課ということで、建設産業部の方に行く予定ということで案がありますけれども、一つの業務がですね、複数の課にまたがっているということがございましたので、そうするとどうしても機動力が悪くなりますので、迅速に対応すべく方法としましては、なるべく1カ所に集めているような情報がリアルタイムで共有できるようにということで、再編をさせていただいたところをごさいます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。山口委員。

○山口憲一郎委員

農林水産課がですね、産業振興課に変わって、産業となれば商工会があるのは、当然かなと思うんですけども、農業関係が何か寂しくなるなあという気持ちのするわけをごさいますけど、ここに商工を持ってきたその理由という、産業になればもう当然それに加わってくるとですけど、何かこう馴染みが薄れてきたかなっていう思いがしておりますけども、そのへんがどがん思ってます。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

以前はですね、経済課ということで、全部あったんですね、この同じように商工まで

は、地域振興課ができた時にそれを切り離して上に持っていきました。よくよく今の段階ですね、考えて見れば、産業・農林・水産・商工もう一連のものだと捉えております。今回、機構改革をするに当たって、農林水産課の方に話をし、商工観光をまたお願いしますということで、係だけはやりませんが、人間もつけて当然行きますので、農林関係が今、「忙しい忙しい」ということで、結構、夜遅くまでやってるものですから、その分も手伝えるのかな、そういうことも思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他に。金子委員。

○金子恵委員

すいません元の部ですね、職員数というのはちょっと今の時点で私はわからないんですけれども、これだけ部を1つ多くして、職員数的なものっていうのは、大体どのくらいずつなるものなんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今、想定をしておりますのは、まず総務部の方から申し上げますが、一応28人、よろしいですか。それと企画財政部の方が30人、そして住民福祉部こちらが46人。そして、健康保険部が31人、そして、建設産業部が28人、そして、会計管理者以下ということで4人ということで想定をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○金子恵委員

この住民福祉部の46人というのは理解できるころなんですけれども、この企画財政部というところで30人という妥当な職員数であろうというふうに思うんですけれども、その企画っていう部分とそこは重要施策を行っていくという部署になりますよね、そして、財務ということで、やはりその町のお金を預かるっていうこの二つの重要な部分をですよ、この企画財政部と一つにしたところで、なにか支障はないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

企画財政部でございますけれども、これは企画部門と財政部門の連携によりまして、さらなる重要施策の推進を図りたいということで、まず色々なことを企画をするに関しましても、財源が可能であるかということが1番の根本になりますので、そういった面で情報共有がしやすくなるようにということで、同じ部の方に配置をしたいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○堤理志委員

今の同僚議員の質疑と若干関連があるんですが、この間、地方分権というのが言われるようになった中で、各自治体での企画立案を力をつけないといけないということはよく言われてきて、それから、また最近では地方創生でこれもまた非常に緊急にまず考えて、即答えを出せというようなかなり厳しい要求が出てくるということで、この間のやっぱり各自治体での企画立案能力というのを高めんといかんというような動きになってますよね。今回の機構改革の中でそのあたりをどういうふうに勘案されて、またそれが強化できるような方向というのも考えられたのかどうかこのあたりの考え方を伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

現在の企画課ですけど、いろんな計画を立ててもらっております。地方創生、今回は総合計画ですね、男女共同とか。職員みんなよく勉強してですね、いろんな企画立案をしているところです。今回のこの機構改革に関しましては、特にそこまでは改めてそこを強く企画立案をする職員、そういったのを育てるということは、特にこの段階では考えておりません。現職員の配置、それから現係、そういったのを勘案しながらやるようにしております。職員の研修とかそういったのに関しましては、各所管の研修事業あるいは総務にある研修事業、そういったので対応してまいりたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

そしたらちょっと確認しますが、現在の企画振興部の中で統計係は除いてですよ。やっぱりそういう企画関係をされる方々、職員さん方の数とですよ、今回、これなんですか、政策企画の政策企画係になるんですかね、この方々のご職員さんの数というのは変動はないのか、充実させる考えはないのかとかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

限られたもう職員数でやってるもんですから、今のところ現人数で、中の仕事が動かない限りは、同じ人数でとりあえず案はつくっております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

そしたらちょっとまた確認をしたいのが、前町長の考えですよ、前町長の色んな政策を実践といいますかね、するために政策推進課だったですかね、政策推進課というのを設置してて、今回それがこの政策企画課のほうに移ったというふうに理解したもんだから、現在ある企画、そういう企画をされる方々にそうした方々も応援に入るような体制になって、増えるんじゃないかと理解したわけですが、そうはならないということは、現在の政策推進担当されてる方々というのがどういうふうになるのか、ちょっとわからないのでお願いしたい。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今あるですね、役場組織に関する規則を見ていただいたらわかるんですけど、政策推進課の政策推進係の中にですね、町政及び主要施策の総合調整及び推進に関する事、これが政策推進係の仕事でした。同じように企画、企画課の中にですね、同じように主要施策の企画及び総合調整に関する事。中身的に全く同じ文言が入ってるんですね。それで、これを企画の方に政策からやるということなんですけど、今の政策自体、政策調整会議を持ってますけど、そういった会議の関係それからそういった全体との事業に関する調整ですね、そういった仕事が行くんですが、実際、企画の方もやっていますので、特にその点はいいんじゃないかなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○安部都委員

住民環境課なんですけれども、今までその住民課で例えば、転入・転出、4月とか9月とかものすごい忙しい時があったわけですよ。人数が少数精鋭で、ものすごい足りない時があったみたいで、ばたばたされてたと思うんですが、住民環境課になることによって、忙しい時には、その例えば人数的にどうなのか、その環境課の方たちのそれぞれお手伝いをしたり、そういう仕事の割り振りができるものなのか、人数的にはどういうふうな配分なってるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今回のこの案で住民環境課ということで、住民業務と環境業務を1つに課にしようという趣旨は、委員さんおっしゃるようになりますね、年末年始、特に住民課の方は繁忙期ということでたくさんの方々が来られます。そして、まず、例えば、転入で来られて方は、すぐ環境の方に行ってですね、ごみの出し方とかを説明を受けるわけなんですけれども、一つの課にすることによってですね、窓口業務の応援ができると思いますか、今の環境課の職員が手が空いている場合にですね、すぐ住民課の方のフォローにいけるとい



うことを一応を想定いたしまして、一つの課にまとめた方がフットワークがよくなるのではないかという趣旨で案を立てさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○副委員長（中村美穂委員）

今、この案を見せていただいて、私も先ほど説明をいただいた管財課と管理課。正直、普通の住民の時には全くわからなかったもので、よりわかりやすいかなと思いました。そこでまたちょっと違った質問ではございますが、総務部とか部の人数は先ほどお知らせいただきましたが、まだ決まってらっしゃるかどうかわかりませんが、それぞれの課がございませよ、課の人数の割り当てというのはもう今の段階でわかりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

課の人数ということでございますが、今、係の中です、事務分掌をやりとりをまだやっている段階です。これが確定しないと配置の人数が決まりませんので、今の段階でちょっとその課が何人ってということは、すいませんけど申し上げられません。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○総務部長（荒木重臣君）

わかりました。おそらく地域政策課が今度の新しい機構図になりますと、地域安全課というところの自治会関係の地域協働係という方が担当されるのかなと思うんですけども、消防と警察関係がですね、一緒になることはよろしいかなと思うんですが、この対応ですね、総務の方にわーっていくような形になるということではないですか。今ちようど半分半分に課が、総務課の方と企画振興部の方と分かれてますので、配置はどうされるかわからないですけども、これはこの機構図が通ってから、何回になるのか、ほとんど今の従前と変わらないような形で、いろいろ配置をされるのかなと思うんですけども、そういった点はもう心配はないというか問題はないのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

課の配置、部の配置の件なんですけど、3階に関しましては、予定でつくっております、廊下を挟んで左が総務部、右が企画振興部、企画財政部ですか、としたかっただんですが、なかなかここの総務部関係の部屋、奥行が狭いもんですから、一部、企画財政部の方に例えば、契約管財課はそこに入る。部は違いますけど、位置的にはせざるを得ないような計画で一応をつくってはおります。今後、検討が必要となるとも出てきます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○堤理志委員

契約管財課を町長部局の見えない方といいますかね、逆の方に置くとちょっと気になるのが、この間、だいぶ前からなんですけど、行政対象暴力の関係から危機管理専門員ですかね、あの方が比較的町長室の近くに配置されて、ある一定抑止力といいますかね、そういう役割があったかと思うんですが、やっぱり入札とかこういう契約とかにいろんな介入というのを防止しないといけない状況だと思うんですが、一つは、契約管財課というのが、ちょっと離れた所に行くということに対する心配はないのかとあともう一つが危機管理官専門委員さんはどこに配置されるのか、ここについてお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

契約管財課、今のところはですね、今、そのままの位置、動かないような位置で考えております、場所はですね。それから危機管理専門員さんは、地域安全課の方に行っていて、消費者相談業務は地域の方に残しますので、商工につけてやらずにですね、残しますので、そういったことをしていただきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。他にありませんか。金子委員。

○金子恵委員

2枚目の第2条と第3条なんですけど、介護保険運営協議会と指定管理者の候補者選定委員会の一部改正ということで、この8条っていうのが、その庶務に関して、わかりやすく介護保険課ということと総務課ということで記載がされてましたけれども、今回、この庶務の処理という部分で削除した理由というのは。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

第2条と第3条で加盟の削除ということでございますが、本町におきましては加盟を規則の方で定めておりますので、本来、条例の中には必要がないということで、今回、整理をさせていただくものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

### ○堤理志委員

今回、新しく部あるいは課の変更があるわけなんですけど、私たち議会の方でいろんな市役所とか町役場に視察に行きますと、非常に住民の方にわかりやすい表示がなされている例をたくさん見てきました。例えば、子供関係、福祉関係ならこの黄色のラインをたどって行ってくださいと、非常にいいなというふうに思うんですが、そういう住民の方にわかりやすい表示といいますか、そのあたりを今回、機構改革をする中で合わせてやっていくってようなことは検討されてないのかと、ここはいかかでしょうか。

### ○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

### ○総務課長（谷本圭介君）

委員さんおっしゃるようにラインが引ければですね、行きたい場所がすぐわかるということで、特に病院なんかではそういったことがされてるかと思います。庁舎内の案内表示に関しましては、総務部の中のそのまま契約管財課と今度名称が変わる予定の今現在の管財課の方ですね、そういったものに対応していただいておりますので、今の御意見をですね、きちんと伝えまして、今後、検討していくようにですね、お話ししたいと考えております。

### ○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。岩永委員。

### ○岩永政則委員

最後になろうというふうに思いますので、質問させていただきたいと思いますが、雰囲気そういう状況でございましたので、あえてですね、この部の設置ですからこれには触りませんが、参考に資料をですね、配分されました。説明は、町長部局だけです説明をして、これには教育委員会部門までですね、参考資料でつけてありますですね。現在は、教育委員会は総務課とスポーツ振興課・生涯学習課ですね。今、四つ学校教育課と含めてですね、あるんです。今回、スポーツ振興課をですね、生涯学習課に含んでですね、3課になっておるんじゃないかなというふうに思うんですが、以前もですね、社会教育課の場合は、全部これはスポーツから文化から社会教育全般ですね、社会教育課で全部まとめてしておりましたですね。非常に効率的にですね、人の動きというのは、例えば体育祭をやるするとですね、スポーツ振興課が中心になってお願いをしてですね、他の課にお願いして、頭を下げてですね、課長同士で協議してですねしておったわけですね。それがこうなりますとね、やっぱりあの壁が、つい立じゃないけれども、壁がそこに職員同士で立てるわけですね。非常にやりにくい面が、弊害の面がですね、分散型の場合はあるんですね。今回、ようやくまた元に戻るようでございますから、私は非常にいいなというふうに思いますけども、教育委員会部門ですからね、説明がなかったというふうに思うんですが、トータル的なものとしてですね、あわせて資料がありますので、簡単に説明いただければありがたいなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

まさしく今、岩永委員さんが言われたとおりですね、課をちょっと分け過ぎたじゃないんですけど、分かれたら、たった3人の課、4人の課と後は7、8人の課と。行事もかなり多いものですから、手伝いする、お願いするのにもやっぱそういった問題が出てきます。以前は体育文化課で同じだったんです。あと、教育委員会自体が学校教育課と社会教育課、2つの時代が昔はありました。課を少なくするからいいというわけじゃないんですけど、やっぱり横の繋がりができるということが1番のメリットだと考えております。これはまだ、まだまだちょっと協議が必要なものですから、一応こう載せておりますけど、今後、変わるかもしれませんので、一応参考で載せております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか、まだいいですよ。いいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案67号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。反対討論ありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。場内の時計で15分まで休憩をいたします。

（休憩10時4分～10時13分）

○委員長（喜々津英世委員）

こんにちは、休憩前に引き続いて委員会を開きます。本会議において、本常任委員会に付託を受けました、議案第68号長与町税条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。なお、説明及び答弁は座ったままで結構です。田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

それでは、長与町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。まず改正の内容が徴収猶予の関係が主なものになりますので、本日収納推進課よりも帯田課長と宮崎課長補佐も同席させていただいております。御了承をお願いします。町税条例の一部改正につきましては、通常、地方税法等の一部改正が3月末までに国会において可決されまして、それを受けまして、町税条例の一部改正の施行日が4月1日ということで、専決処分を行い、次期開催の町議会で報告をしまして、承認いただいているのが、例年の税条例の改正でございます。今回の条例改正につきましても、3月、27年度改正分

で出てた分でございますが、徴収猶予期間、金額などを町独自に定めなければならなくなったためですね、検討をいただき12月議会に提出することとなりました。また、9月に地方税法施行規則等の一部改正が行われまして、3月専決処分していただきました条例の一部改正も行わなければならなくなったために合わせて改正を行うものでございます。では、内容について説明をいたします。1ページ目の第8条の1項から5項ですけど、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法の規定。第9条の1項から7項ですけど、徴収猶予の申請手続の規定でございます。2ページ目の第10条の1項から3項、これは職権による換価の猶予の申請手続の規定。3ページの第11条1項から7項は、申請による換価の猶予申請手続等の規定について。第12条は、担保を徴する必要がある場合の規定でございます。早いですか。すいません。4ページ目をお願いします。第2条は、本年3月に専決処分した一部改正条例の一部改正でございます。内容は、番号法改正に伴う語句とか所要の措置でございます。附則ですが、施行期日は28年4月1日から、第2条の規定は、28年の1月1日から施行することとしております。附則の第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価猶予に関する経過措置について規定しております。今度の改正が、従来の業務は地方税法にのっかってやっておったんですけども、今度の条例改正によりまして、各県・町・町村によって規定しなさいということで、新規に町で条例を新設するものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

かなり多くの変更が追加がなされておりますけれども、これから質疑をやっていきますが、まず第1条の長与町税条例の一部を改正するものについては8条からあります。8条の5項まで、この中で何か質疑があれば順を追って行きたいと思っております。ありませんか。ちょっと委員長を交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

この税条例で、従来は8条から17条までは削除というふうにしてあったのが、今回、復活するわけですね。こういったやり方というのは、別に珍しいことではないんですか。今まで余りなかったような記憶があるんですが、ここらへんをまずお伺いしたいと思います。

○副委員長（中村美穂委員）

田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

確かに現在、うちの地方条例では削除になっております。そこに当てはめるということで、これは国、県からの例文が来ておったものですから、私も初めてかなとは思っておりますけども、一応そのあいたところへ入れ込むという形になっております。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

今回の条例の基本的な考え方でお伺いしたいんですが、ちょっといろいろ私なりに見てみますと地方税をどんと払うってした場合に、その方の事業が継続することは困難になるとか、あるいは生活を維持するのが困難になるようなおそれがあるなというような場合にそうした方々に対する納税を猶予するといいますかね、もともとはそういう趣旨かなというふうになのかなというふうに思うんですが、ちょっとそこそういうことなのかどうか基本的なとこですね。いかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田課長。

○収納推進課（帯田俊文君）

お答えします。議員さんのおっしゃるとおりで、災害病気とか、生活困難とか、倒産とかいろいろなった場合とかに猶予の期間が設けられるように定めている条例となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと待って、堤委員。

○堤理志委員

そこです、この中で災害病気等により納税が難しくなったような場合を除き云々というのがあるんですが、滞納される場合に二通りあって、いろんな病気とか倒産とかいろんな諸事情で誠実な方がですね、普段納税する意欲、意思はあるけれども、いろんな事情によって払うことができないような状況になった方。それから、ごくごく一部ですが悪質に税金払わない方もいらっしゃる。そのとこの区分けというのが、どういうふうになるのか、もうここに書いてある災害病気等によるというところがそういうところなのかどうかここを確認させていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田課長。

○収納推進課（帯田俊文君）

お答えします。その件ですけど、私たちもうですね、やっぱり調査、預貯金とかいろいろですね、預貯金とか給与とかの調査とかを行って、いろいろの対処をして行っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

ちょっと私が聞きたかったのは、そういった調査をした中で、何と言いますかね、誠実に払う意思があるけれども、やむを得ない事情でなかなかそうならないような事情がある方については、徴収あるいは差押えですね、換価の猶予。そういったのをこの条例によって、のっとしてやって猶予をするということなのか、そういうことですね。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

今の御質問でございますが、今回の制度は、今までは国の方のですね、制度に準じてやっておったということで、当然ですけども、今、議員さんがおっしゃったとおりですね、猶予の徴収の猶予っていう形で、地方税法の方の15条というのがありまして、その中で先ほど言いました、課長が申しました災害等・盗難に遭った場合とかですね、納税の請求をする方が病気にかかったりとか、そういう場合については、事業廃止も含めてですけども、徴収の猶予ということをして地方税法15条のほうで、今も順次やっておったんですが、それに対して理由等につきましてですね、そういう精査をする必要があったということで、当然ですけども、悪質な滞納者につきましては、そういう該当する事項に当たりませんので、徴収猶予の対象とすることができないんじゃないかということをして今回、本人の申請ができるようになったんですけども、それにつきましては町長の方のですね、判断ができると、今までは職権による税務署長のですね、国でいきますと税務署長の権限で職権による猶予の法ということで、制限があったんですけども、今回、それにつきまして各市町村で条例化することによって、町長の判断ということができるようになったということもありまして、本人さんが申請しても町長の判断基準の中で、今言いました理由等に該当しない場合は、その徴収の猶予等については認めないということになるかというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

一応、内容はただいま宮崎課長補佐が言ったとおりでございますけど、堤さんがおっしゃるとおり、納税者を守るということで、今までは負担の軽減を図らないといけない。納めることがどうしても病気とか何とかで納めることができないということで、納税者の負担軽減のために、今度、法改正がなされて、町税条例で定めなさいということで、こういう制度ができたということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○山口憲一郎委員

今、堤委員さんの関連ですけども、猶予、猶予ずっと出てきておりますがいろいろな事情で猶予がされるわけでございますけど、基本的には、事情によって違うかもわかり

ませんが、期間とか何とかが定められてなかったでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

今、質問がだいたいもう多岐にわたってきておりますので、質問もこの改正の中身すべてにわたって行くことをですね、了承してください。今の山口委員の質問に対してどなたか。帯田課長。

○収納推進課（帯田俊文君）

一応、猶予の期間は1年となっております。後ですね、それでいいきらん時はですね、期間は2年に延ばしてもいいということもなっております。一応そうですね。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的には1年だが、もう1年いわゆる最高2年ということですね。いいですか。他にありませんか。8条から最後まで通して何かありましたら、ありませんか。委員長を交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

この条文の中で、分割納入とか、分割納付とか、納入期限とか、納付期限とかいわゆる納付ってというのは、義務者が直接払う場合が納付だったろうと思います。納入は、特別徴収義務者が払うということだったろうと思いますが、こういう滞納をしていた人の滞納金を特別徴収義務者が払うということが、現実に、今、分割納付とかありますよね。こういった中では基本的には、義務者が支払ってと思うんですが、こういう特別徴収義務者が納入するという事例が出てくるのかどうか、そこをまずお尋ねをします。

○副委員長（中村美穂委員）

福本課長補佐。

○総務課長補佐（福本美也子君）

議員さんがおっしゃるように、納入というのが特別徴収義務者からの納める分についてを表現しますが、特別徴収義務者として、納入の義務を納入ができないケースという場合が、実際その滞納としても上がっている分がありますので、そういったケースについては、特別徴収義務者として、徴収の猶予というところに該当するのではないかと判断しております。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

そうすると、いわゆる滞納分の回収は、さきほどもちよつと言いましたけれども、いっぺんで払えないという人は、分割納付という制度をとってやっとなんですが、この制度とこれは、並行しながらやっていくということになるのか、そこら辺はどうなのか教えて下さい。



○副委員長（中村美穂委員）

宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

今の質問でございますが、これにつきましては猶予申請を提出しておいた流れの中で、本人さんとの折衝をしまして、毎月、分割納付でですね、幾らかでも納めるというふうな形になりますので、一緒にですね並行した形というわけじゃなく、同時進行するケースになってくる場合もございます。基本的に猶予をしたから払わないということではなくて、猶予申請をしている流れで「毎月1万円なら1万円払っていきます」というような形をですね、同時にすることをですね、前提として対応すると。ただ、今、言いましたように全く払うことができない状況を踏まえて猶予申請という形になりますので、猶予申請をしておいても、月々の分割、毎月ですね、金額を定めた形で対応していくという形にはなってくるかというふうに思っています。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

そうすると猶予申請をすれば、その期間というのは多分、相手方に滞納処分とかそういったことはできんことになると思うんですが、私が心配するのは、猶予をしとったけどもようするに結局払えなかったとか、そういったことなるのが、結局引き延ばしただけで、何も解決するに至らないというのが一番困るわけですよ。そして、ずっと中身を見てみるともうどうしようもない滞納債務者がもう結構おられる。ですから今度、相当数その税務課の収納推進課の仕事がこれのようするに対応、申請に対する審査、こういったものが相当出てくると思うんですが、そういった意味で現状、収納推進課は総務課から企画財政に今度は新たに移るにしても、人員的な要員は増えるということはないわけでしょう。まずそこら辺をこれはまだ先のことやっけんわからんか。それはやめます。それでいわゆるそのこれを申請をした、申請にあたって、かなりの町長の判断でできるわけですから、かなりやっぱりシビアなその審査をせんばいかんというふうに思うんですが、そこらへんについては、どういうふうに考えておられるのか。お尋ねをします。

○副委員長（中村美穂委員）

田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

まず、対応ですけども、これは今まで通りとほぼ業務自体は変わらないと思います。まず分割納付を進めていくという、それでこの条例ができた時には先ほども言いましたけども、納税者を守ると。過度な取り立てを受けないような条例となっておりますので、ただ、業務自体としては、もう今までどおり分割の方をまずはさせていただく。よっぽどのがあった場合は、こういう申請がありますので、申請は上げていただいてうちの

方で調査するそういう形になろうかと思います。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

私が現役時代に経験したことが、例えば、「みかんの値段が安かったけんが2年後から払うごとさしてくださいよ」でOKをした。翌年は高かったけども、また、2年後はみかんが安かった。結局、滞納が増えていった。いわゆる借金が減らなかったとそういう例もあるわけですよ。だから、基本的にやっぱり相当、慎重にこれは今まで以上に審査をして、安易に、安易にこの猶予を認めていくということじゃなくて、本当に例えば1年後からちゃんと支払って行けるのかとか、そういう審査はやっぱり確実にやっ  
ていかんといかんと思います。そこらについてはどのように考えておるのか。

○副委員長（中村美穂委員）

宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

今までのですね、制度につきましても当然、国に準じた形で猶予申請、換価の猶予等  
はあったんですが、今回、条例化することによって影響が出るかという部分も  
含めまして回答させていただきますと、猶予申請にあたりましては、国の方では、10  
0万円以上を対象とした部分がありました。それにつきまして、対象者長与町におき  
ましては、ほとんど対象者と言う呼べる方がいなかった状況でございます。今回、条例  
化したことによりまして、その上限につきましては、長与町をこれは県との金額を合わ  
せておりますが、50万円という対象額にしております。このことによって当然対象者  
が50万円以上でございますので、増えてくる条例になっております。その方々の人数  
に対しまして、猶予及び換価の猶予という形で条例化させていただくということなっ  
ておりますので、その全体数が滞納者の今、言われたような方々に当たるかという  
と、すべてが当たるわけではございませんので、これによってそれが増えるかとい  
うことになりまして、そう対象者は余りない状況でございます。ただし、先ほどか  
らおっしゃっていることにつきましては、現在も同じでございますが、執行停止を  
含めたところで滞納処分についてですね、それぞれの糧で検討させていただいてい  
るという状況でございますので、その中で分割申請を含めたところで対応していき  
ますものですから、今、御心配いただいたようなですね、ことにつきましては、我  
々としましては単なる国の法律を条例化させていただきまして、動きやすくもしく  
は、今回新たに発生しました滞納者の申請による申請ができるという形が増え  
ておりますので、今までは職権だけでございました。その部分について滞納者有  
利という部分になっておりますので、仕事のほうにはですね、今までと同じよう  
な対応の形になってくるのではないかとこのように想定をして条例化させていただ  
いております。以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

2ページの9条の6号、猶予を受けようとする金額が50万円を超え且つ猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法16条第1項各号に掲げる担保の云々というのがあります。その後ろに括弧書きでその担保が保証人の保証であるときは保証人の氏名、住所または居所とこういったものが必要になると書いてありますが、基本的に猶予申請をする場合は担保をとると50万以上の場合は、担保に代わって多分保証人としてますので、これ連帯保証人だろうと思うんですが、これをとるということで理解していいのか、まずそれをお伺いします。

○副委員長（中村美穂委員）

宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

今、委員長が申しましたとおり担当をとってですね、保証人の方もですね、現在もそうでございますが、保証人を立てていただきまして、その猶予期間のですね、お約束事に対して違反があった場合は、保証人さんの方にですね、連絡するような形を申請書を出していただいているというのが現状でございますので、そこにつきましてはそういう形になるかというふうに思っております。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

それですね、これ行政サイドで判断ができるということですから、今度は3ページに12条で担保を徴する必要がない場合と。いわゆる50万以下の滞納額の債務者に対しては、こういうこと担保をとらなくてもいいよというふうになっておるんですが、その実務上、例えばさっきの9条の6号と同じように、担保をとらなくてもいいけども保証人はとると、そして役場の債権をきちんと確保するとそういうことは考えてないのか。これについては、ただ本人の申請だけでは猶予を認めていくと担保もいりません、保証人もいりませんとするのかそこら辺についてはどうなのか、教えて下さい。

○副委員長（中村美穂委員）

宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

今、申し出がありました担保が要らない部分につきましては、当然でございますが、少額の方というふうになってこようかと思えます。その方につきましては、当然、我々の方でその猶予をする必要があるかという段階で判断をまず、する必要がございます。当然、今現在分割申請を含めて、先ほど申しした執行停止等の滞納処分に該当する部分も当然そういう方であれば考えられるということになります。この猶予につきまして、大きな申請者の利点になる部分というのは当然ですけども、災害等によります、事情により

ますけども、延滞金の免除であったり、延滞金の軽減という部分に係ってくる対象者になります。そこの部分で将来、当然、支払いができる状況の方については猶予を申請をさせるという形になってきますし、この方々についてはすべての財産調査を終えてですね、徴収するお金等もないということになりますと、執行停止等かけて処分の対処、早目のですね解決に向けて、構成していただく方法等をですね、検討するという形になってこようかという形になろうかというふうに思っております。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○堤理志委員

冒頭も言いましたけれども、もともとの目的というのが、本来払わなければいけないものを例えば病気とか怪我で例えば建築職人さんが腰を悪くして、払えない、仕事ができなくなったというような話もよくあるんですが、そういう特別な事情がある時のためのものだと思うんですが、条例化するということは、地域、地域の実情があるから条例化するというふうになってるわけですが、そこで今回条例を作るに当たり、その例えば、長与町、長崎県の実情このあたりは配慮したというようなものがあるのかとどうか、このあたりはもしあればお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

今の御質問でございますが、長与町独自という考え方になりますと、先ほど言いました上限50万円という設定をさせていただいております。これにつきましては、国のほうの法律につきましては、100万円という形になっています。長崎県につきましては50万という形で、これは県下一斉に会議が持たれまして、県の方から対象者の影響がないということで、長崎県を含めて50万を上限としたいというお話がありまして、長与町もその意見に賛成いたしまして、長与町は50万ということで、50万以下の方についてはですね対象となりませんが、長崎県下いろいろ事情が違いますので、そういうところで50万円という設定の部分が他市町村と違う部分になってきております。

○委員長（喜々津英世委員）

他のありませんか。山口委員。

○山口憲一郎委員

50万円以上保証人をつけるということでもありますけども、今、なかなか保証人してもらえないんじゃないかなと思います。そういった場合は、保証のなんちゅうかな、保証をしていく会社が、なんていいますか専門語ちょっと忘れちゃったけれども、そういったところでもできるのか。できない場合はどうなるのか、保証人ができない場

合はどうか、質問いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

今の御質問でございますが、先ほど申しましたようにこの権限につきまして、今まで職権による猶予申請しかできなかったものにつきまして、本人の申請によって、申請を受け付ける形となっております。その精査につきましては、町長の権限が持たれてる部分がございますので、その中で検討する形という形になってこようかと思えます。今のところ、基本的にはそういう保証人をつけたりですねしていただく必要がございますが、その部分についても、町のほうの条例化されたということで、町長の権限にあたる部分ですね、相談をさせていただく部分になろうかと思えます。それぞれの県ですね、条件が違うと思えますので、一括的にこれができるよとかできないという回答はちょっと控えさせていただきます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

一つは、この条例、条例が納税者の負担の軽減と納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するということになっているわけですが、この条例が可決した段階です、こうした制度が創設されたということを納税者の皆さんに対する周知です、ここはどうかというふうにする考えなのかここをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に滞納者に対して、こういう条例ができましたよ、制度ができましたよということはどういうふうにして、知らせるのかということ。宮崎課長補佐。

○収納推進課長補佐（宮崎伸之君）

先ほど申しました部分で、対象者の方が、今、言いました金額に見合う方っていうのは限られてまいります。その中で我々も当然ですが、もう現実的に今もですね、接触を図っておりますので、全体的にお話をするための公表という形ではなく、対象となる方との折衝の中でそういう制度ができたことによって、皆さんにつきましてこういう制度に該当するので、猶予申請をあくまで申請を出していただけるんですけどもというお話になってこようかと思えます。現状につきまして先ほど言いましたように、国のほうの制度自体は、今の方も準用させていただいておりますので、それが100万円ということであったがために50万まで下げておりますので、当然生活困窮者の中で、そういう該当する方が今までの折衝の中でですね、おられた方には申請ができるようになったということで、先ほど言いましたように、延滞金ですね、免除であったり、延滞金の軽減とかそういうものがかなり大きなウエイトを占めてまいる部分もございまして、それぞれで対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。岩永委員。

○岩永政則委員

ちょっとお尋ねをしたいと思いますけども、68号の表のですね、次のページ、1ページですね、1ページの改正のですね、4行目にありますね。第1条の第8条から第17条までを次のように改めるといいますね。これは現在の条例は8条から17条は削除になってますのでね、これを次のように改めるといって以下ずっとですね、4行目以下ずっとあるわけですけど。猶予関係からあるんですが、4ページを見ますとね、4ページの1番頭を見ますと、13条からですね17条までは削除になつとるんですね。だから、現在の条例は、8条から17条まで削除という状況の中にですね、今回の改正が入れられてきたわけですけども、それはわかるんですが、その中でさらに13条から17条までは削除という表現というのは、適切であるんですかね、どうなんですかね。逆に言いますとね、1ページの4行目の8条からそれではですね、12条までをですね、次のように改めるとしとけばですね、13条から17条まで削除という表現は出てこないかと感じはするんですけど。それはどうなんですかね。現在、削除されてるものをさらに削除という表現がですね、どうかと思うんです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

国からの例文って言いますか、条例改正案が来るわけですけども、私もその辺はちょっとひっかかったんですけども、税条例というのが、国のそのままおろした形になりますので、示されている条例の例文がそうなってるものですからそのまま一応入れております。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。質疑を再開します。他にありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号長与町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

場内の時計で15分まで休憩を、11時15分まで休憩をいたします。

(休憩10時57分～11時15分)

**○委員長（喜々津英世委員）**

こんにちは。休憩前に引き続いて委員会を再開します。本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号の件を議題とします。まず、福祉課所管から行います。本案について提案理由の説明を求めます。なお、説明答弁は座ったままで結構です。よろしく申し上げます。松浦部長。

**○生活福祉部長（松浦篤美君）**

審査に入る前に今度、10日の日にですね、保育所の方の会計検査が入っておりまして、今回、ちょっと日程を変更していただきご配慮いただきありがとうございます。今年度はちょっとあの生活福祉部は、会検の当たり年みたいで、11月に介護保険・国保・環境の三つの会検が終わりまして無事終わっております。後、残すのが福祉課の保育所の方でございます。また、何も多分ないと思えますけども、よろしくお願ひしたいとます。それでは議案の方の説明をさせていただきます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

それでは平成27年度長与町一般会計補正予算第3号の、先にすみません、高田保育所の所管につきまして、御説明をさせていただきたいと思えます。今回の補正につきましては、人事異動に伴う職員が減に伴うパート賃金の増額をお願いするものです。それでは説明書の26ページ、27ページをお開きください。歳出の26ページ、27ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、3目高田保育所費、7節賃金の330万円が今回、高田保育所でお願ひをする部分になります。4月1日の人事異動によりまして、昨年度と比較をして、2名の職員が減ということで、パートさん等で増員をして対応してまいりました。そのため賃金の増額をお願いするものです。以上です。お願ひいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

保育所は、今の歳出の今の1件だけですね。保育所の方から入りますので、今説明がありました、3款2項3目高田保育所の賃金330万円、保育士の賃金だそうであります。これについて、質疑はありませんか。安藤委員。

**○安藤克彦委員**

金額は330万円、この積み上げですね、何時間分なのか単価で割ったら出るんでしょうけど、ちょっとそこを教えていただいでいいでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

鉦取参事。

○福祉課参事（鎌取由美君）

すいません、単価で割って計算はしておりませんが、1名单価時間給は840円です。それで7時間働いていただいています。91名からスタートして、現在96名になっておりますが、園児がですね、すいません。園児がですね、兄弟の下の子供さんでゼロ歳児が全員です。0歳児が3人に1人の配置だもんですから、保育士がいます。そしてまた、支援の必要な子供たちが増えております。肢体不自由児の子も1人名います。そういう子供さんには、やはり安全のために加配もしております。職員が減員になり、事務の方は減にはなったけど、私が1人いれば何とかかなと思ってきましたけれども、やはり保育の方はどうしても加配をしなければいけないので、今までのお金を前段階で使わさせていただきました。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○安藤克彦委員

再度確認しますけれども、当然、あれですね、先生方のパートさんの人数っていうのは、いわゆる状況によって変わるわけですよ、低年齢の園児がいればその分補助しないといけないし、ということで、年度末までこれでじゃあ足りるのかっていうのをちょっと心配、逆に心配するわけですけども。そのところいかがでしょうか。今、ざっと計算すると3,500時間ぐらいですかね、かなって思うんですけども、大丈夫でしょうか、確認です。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

そうですね、残りが330万で、一応3,000時間とこで出させていただいております。年度のスタートにですね、保育士さんが1人、子育て支援センターのほうに配属になりまして、保育所の保育士さんが1人減ったっていうところと事務職員がいたんですけども、事務職が1人減りました。そしてもう1人ですね、体調不良の職員がおりまして、5月からお休みをさせていただいたところで、保育所の方が保育士が足りないっていうところで、パート賃金の方ですね、前倒しを使ってしまったっていうことで、今回、不足の部分を残り3カ月分お願いをしているものになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

鎌取参事。

○福祉課参事（鎌取由美君）

後の3カ月を大丈夫かって言ってくださってるんですかね。節約して、なんとかしたんですけども。今、復帰したその1名の保育士が少しは入ってくれていますが、まだまだ無理のできない状態ではあります。

○委員長（喜々津英世委員）



暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、質疑を行います。今の保育士の賃金、これよろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。鉤取参事御苦労さまでした。引き続き、福祉課所管を行います。説明を求めます。村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

それでは改めまして、一般会計補正予算第3号の保育所以外の福祉課所管につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。今回の補正につきましては、大きく5つ、5点ございます。1つ目が国庫県費負担金並びに補助金の返還金関係と、2つ目が福祉医療費の対象年齢引き上げに対応するための準備費用。3点目が産休に伴う代替職員に係る経費。4点目が障害者並びに障害児にかかる福祉サービスの利用増加に伴う給付費の増額。5つ目が入所児童の増員並びに新制度に伴う運営費の増額になっています。それでは、歳入の説明書の6ページ、7ページをお開きください。歳入でございますが、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の2行目と3行目が福祉課所管分です。障害者並びに障害児にかかる福祉サービス給付費の利用増加に伴う国庫負担金の増額でございます。次に、2節保育所運営費負担金の9,156万1,000円も福祉課所管分です。保育所運営費の増額に伴う国庫負担金の増額です。次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金の2行目と3行目が福祉課所管分です。先ほどの国庫と同じく障害者・障害児福祉サービス給付費の利用増加に伴う県負担金の増額でございます。次に、2節保育所運営費負担金4,577万9,000円も福祉課所管分です。国庫と同じく保育所運営費の増加に伴う県費負担金の増額です。歳入は以上です。次に歳出の御説明を申し上げます。歳出の22ページ、23ページをお開きください。3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節1番下の7節賃金18万6,000円から次のページの2目障害者福祉費までが福祉課所管分になります。戻りまして23ページの7節賃金18万6,000円は、福祉医療費の年齢拡大に伴う準備事務を始め、今年度増加した福祉課の事務補助に対応するために、2月、3月にパートの雇い入れを予定をしております。次のページの11節需要費、51万1,000円は、福祉医療費受給者証の印刷製本費代等になります。次に、13節委託料71万9,000円は、福祉医療費のシステムの改修業務委託料です。次に、2目障害者福祉費の4節共済費と7節賃金は産休代替職員の雇用に伴うものです。次に20節扶助費、1億561万4,000円は、障害者並びに障害児に係る福祉サービス利用増加に伴い、それぞれ給付費等の増額補正をお願いするものです。自立支援給付費については、各種サービスがございますが、中でも顕著にサービスの利用が増えていますのが、計画相談支援サービスと就労継続支援サービスの2点です。特に計画相談支援が前年と比較しますと、約3倍となっております。また、1件当

たりの単価が高額であります就労継続支援サービスの利用が昨年度よりも増えております。療養介護医療費については、児童福祉法の一部改正等により、平成24年度以降に18歳以上の子供さんが施設に入所した際の療養介護医療の分ですね、この分を見ようになっているんですけども、この分がですね、1件がかなり高額になってまして、平成27年度、今年度が9名分で196万4,000円の増額になっています。障害児通所給付費については、今年度町内の利用施設が1カ所から3カ所に増え、利用件数が大変増えていることに伴います。次に、23節償還金利子及び割引料は、1,640万8,000円は、障害者並びに障害児に係る福祉サービスの国庫並びに県費負担金の確定に伴う過年度精算分です。2行目と3行目の過年度自立支援給付費国庫1,010万7,000円並びに県費負担金の505万4,000円については、自立支援給付費と自立支援医療費を合算したものになるんですが、給付費については、平成25年10月から新しくスタートをしました「サービス等利用計画」につきまして、26年度に町内に事業所が1カ所増えましたので、たくさんサービスがでるのではないかなと思っておりましたが、想定していたよりも伸びなかったこと。医療費につきましては、更生医療、療養介護、育成医療の三つの医療費がございますが、1回の手術で約300万かかる育成医療で該当案件が出る予定だったんですけども、これが結果的に出なかったということが主な要因になっています。次に、4目原爆被爆者対策費、23節償還金利子及び割引料10万8,000円も福祉課所管分になります。これは原爆被爆者健康生活相談事業の国庫返還金です。次に、26ページ、27ページをお開きください。6目臨時福祉給付金給付事業費、23節償還金利子及び割引料568万7,000円は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の事務費並びに事業費の国庫返還金です。次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金利子及び割引料66万1,000円は、児童手当交付金と保育対策等促進事業費の返還金です。この2つ目の保育対策等促進事業費の分は、延長保育事業に対する補助金の返還金になっております。次に、2目児童福祉運営費、19節負担金補助及び交付金2億4,517万3,000円も福祉課所管分です。保育の質の確保を図るための措置としまして、今年度より「3歳児の職員配置加算」「主任保育士の専任加算」「処遇改善加算」等が運営補助金に加算されることとなりました。これらを平均しますと1人当たり年額約14万4,000円が、昨年に比較しまして増額となっており、増額分だけで約1億3,800万。また、4月1日の入所予想人数と比較して181名が途中入所をしております。途中入所見込みの約1億700万を足しまして、総額2億4,517万3,000円の増額要求となりました。以上が今回の福祉課所管分として補正をお願いするものです。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入が13款1項1目の1節、2節、これが保育所。1節の中の2行目、3行目だね。障害者・障害児の関連が、

福祉、それから2節の保育所運営費負担金9,156万1,000円。堤委員

○堤理志委員

歳出の方で聞いてもよかったと思うんですが、先ほどの説明の中でこの障害者・障害児に関する部分が見込みよりも大きく増えたということだったと思うんですが、もう少しわかりやすくどういう理由といたしますかね、どういったことでこれが想定を超えていたのか、わかりやすくできれば御説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

すいません、村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

25年の10月からいろんなこう福祉サービスを受ける方は、利用計画相談っていうのをしないといけなくなったんですけども、これが26年度はあんまり件数が伸びなくて、返還という形になったんですけど、27年度はですね、非常に計画どおりといいますか、計画以上に利用が伸びまして、ここの計画相談の部分がですね、昨年に比べまして約3倍の伸びになっております。あともう一つ、就労支援サービスっていうのがあるんですけども、就労継続支援サービスですね、ここの利用者が非常に増えとります。家庭から社会の方へ社会参加を促すための事業として取り組んでいる分になるんですけども、ここの利用者が増えたことによりまして、利用料がですね、増えているということです。全体的なサービスは、徐々に、徐々に利用者が増えとりますので、全体的にも増えておりますし、特に突出している分がこの計画相談の部分と就労支援サービスの部分が非常に増えているのが原因になっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

6ページ7ページで他にありませんか。よろしいですか。また最後に一括して、歳入歳出でいきますので何かあったらその時をお願いします。歳出行きます。22、23で3款1項1目ここではありませんか。2節、3節、4節、7節いいですか。次に24、25ページ、3款1項1目。堤委員。

○堤理志委員

13の委託料の福祉医療費システム改修業務委託料ですね、ここの業務の改修の目的とどういう内容になるのか話せる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

本会議の方でもかなり質問があってございましたけれども、乳幼児の福祉医療の部分で子供さんの対象年齢を拡大するということで、システムの改修をお願いするようにしております。あとはそれを何歳までっていうところの設定だけがまだはっきり決まっていなくて、4月からですね、間に合うように今年度中に改修をしたいというふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

同僚議員の一般質問等でもやっぱり他自治体と同等か、それよりもいい子育て支援の町だというふうなものを目指すべきだというようなものが出ておりましたけれども、そのあたりの結論が出るのはもう最後の最後の段階なのか、いつぐらいそれがはっきり町としての決断といいますかね、決定というのが出るものなのか、そのあたりはどういう感じなんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今現在28年度の当初予算の編成があつていうところなんですけども、一応、福祉課の方でも何歳までつていうことで、予算要求をしているところです。福祉課全体の総枠がかなり増えております。この保育所だけを見ていただいてもわかるように、今回も2億4,500万補正を組ませていただいているんですが、いろんな子供の子育て支援に関してどういうものが有効なのかつていうのをずっと考えてやっはいるんですけども、保育所ですとか、放課後児童クラブですとか、そこのニーズが非常にあつたつていうところから、まずはそこの整備を進めてまいりました。そこの部分で非常にですね、扶助費の方が、福祉課の方が上がつております。ここの増減の部分とそこにどれだけ福祉医療の方の補助がですね、可能なのかつていうところを探つているところなんですけれども、そうですね、はっきり分かるのがもう年明けになるのかなつていうふうに、査定の段階でどこまで見ていただけるかなつていうところだと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか、他にありませんか。岩永委員。

○岩永政則委員

7ページですね、歳入のちょっと戻つて申し訳ないんですが、関連がありますから、13款の1目ですね、負担金の障害者自立と障害者施設、これとですね、県支出の1款、14款の1項の1目ですね、これの同じ障害者自立ですね、通所これと合わせると7,920万8,000円に歳入で受けてですね、これが、今の24ページですね、2目の障害者福祉費の国庫支出金7,900万ですね。ここに国庫支出金として国・県ですね、これが計上になっているわけですね、したがつてお聞きしたいのは、右の方に節がありますけれども、23の償還金は別としてそういうものが対象になつてですね、この国庫支出金、国・県がですね、積算されておるものだろうというふうに思うんですね。これ大体そのどういう根拠、積算根拠というのはどうなるんですかね。7,920万8,000円の積算根拠はどうなつてます。何をもとにして何割の補助金負担になつとるんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

1 1月まで既に27年度は支出した分がわかっておりますのでそこまでと、それ以降12月から3月までの見込みの金額、その総額から本人さんの自己負担分を差し引きをさせていただいて、残りの2分の1が国庫負担金、4分の1が県の負担金っていう形になっています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○岩永政則委員

そうしますと1億5000万、1億561万4000円、これが今後の3カ月間の見込み額ということになるわけですね、根拠的にはですね。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

残り3カ月分っていうことではなくて、ちょっと前倒してですね、早目にこう使ってしまったところがあります。使ってしまったといいますか、1年間の見込みがちょっと足りてなかったっていうところで、使ってしまったます。先ほど大人の方ばかり言いましたけれども、障害児のこの通所給付費があるんですけども、この分が放課後等デイサービスとか発達支援事業ということで子供さんが通所をする分ですね、ここの部分が町内に1カ所しか事業所がなくて、町外の方も利用は可能なんですけども、ここの受け皿が非常に足りない部分が困っていたところなんですけども、今年ですね、2カ所町内に増えまして3カ所に増えました。すごく皆さん好評でですね、喜ばれて利用をさせていただいています。その分です、もう1年分を約半年で子供の分については、もう使ってしまったような状態になっています。非常に利用者が増えているっていうところで、残り3カ月分ではなくて1年間延びた見込み額から不足額の方を今回補正で要求、お願いをしてるっていう形になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。それでは、次に26、27ページ、3款1項6目の23節。安部委員。

○安部都委員

25ページです、障害児の通所給付費なんですけども、これが1カ所から3カ所に企業が増えたというところで何ですが、その就労の人数が町内外の人数がそれぞれ分かれば。

○委員長（喜々津英世委員）

質問わかりました。山本係長。

○福祉課係長（山本洋佑君）

お答えします。現在10月末現在です、85名、85名の参加者と利用があります。合計です。26年度が、49名、合計です。事業所ごとはずいぶん出してないんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。堤委員。

○堤理志委員

今の同僚議員の質疑に関連するんですけども、49人から85人ということで、そういう施設が増えたというのも一つはあろうかと思えますけれども、もともと1カ所しかなかったために、通所したくてもできない状態が解消されて、利用が増えたというふうな理解でいいのかということ、例えば、色んな障害、発達障害等々もあるのかわかりませんが、該当するそういう児童とかに対する「こういう施設がありますよ」という案内というのは、もう個別にやっているとというふうに理解していいのか。この2点お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

長与町にひばり学級というのがありますので、ひばり学級であったりとか、母子保健の保健師さん等もおりますので、いろんなところで発達に関する障害をお持ちの子供さんっていうのが、町の方につながってまいります。個別にですね、あの保健士さんから繋がった方も最終的にはひばり学級の方に相談っていうことが集約が回ってきます。ひばり学級の方である程度子供さんを見せていただいたうえで、ここにこういう事業所がありますよっていうところで御案内をさせていただくんですけども、その御案内をした先の事業所が今までは、いっぱいです、待っていただいていたっていう状態で、ひばり学級の方で最終的にはフォローをしておりました。それが事業所さんが増えたことによって、スムーズに事業者の方に移行をしているような状態になっています。増えたことによって、今まで利用できなかったお母さんたちが事業所の利用が増えてきて、ひばりのほうも潤滑に回りだしたかなっていうところなんです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次、26、27、3款1項6目、3款2項1目、2目。堤委員。

○堤理志委員

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金ですね、一応、精算ということなのでしょうかね。町として対象になると思った人数とそれから実際に申請がなかったとか、連絡とれなかったとかあろうかと思うんですが、その実態数とのそれぞれの数字がもしわかればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

臨時福祉給付金につきましては非課税世帯ってところで、扶養されてる方は扶養者の方も非課税でない対象にならないというところがありますので、はっきりした数字っていうのが臨時福祉給付金につきましては、多分この方が対象になるであろうっていう数字になりますけれども、その数が26年度が5,217件、すいません、対象者がすいません、6,559人で、申請をされた方が5,217名になっております。子育て世帯の方が対象者が5,621名で、申請があった件数が5,571件、臨時福祉給付金の申請率が79.54%で、子育て世帯の申請率が99%になっております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安藤委員。

○安藤克彦委員

27ページの19節の負担金のところでお伺いしますけども、現在の待機の新しく保育所ができてますので聞きますが、待機の状態ですね、待機児童の状態それと定員の問題ですね、定員を著しくオーバーしているところがあるのか、待機も当然、計数であると思うんですよね、保育所を希望、特定の保育所希望する場合は待機というものもあるかと思うんですけど、その状況を分けた形でちょっと説明をいただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

待機、まず待機の方ですけども、10月1日っていうのが全国的に公表をする数字になるんですけども、長与町の場合が10名で、今回は報告をさせていただいております。

この数字はこの1園しか望みませんよっていうか、そういう方は除かないで、どこかには入れるんだけど、どこにも入れない方っていうのが10名になります。

後は希望の所ここしか嫌だよっていう方もいらっしゃいますけども、その方は、いいですか。すいません。定員の関係ですね、そうですね、9月からおとり保育園さんが解消したところではあるんですが、今現在おとりさん60名定員で39名しか入っていないような状況です。1番多い所であじさい保育園さんが90名の定員のところに108名入っております。ひかり保育園さんも認可外から今年認可保育所になったところなんですけども、50名定員で41名しか入っていない状況です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○安藤克彦委員

その10名ですけどね、おとりにはまだ枠があるけどもというのは、それはあれですかね、統計の関係なんですかね、統計というか報告の10月の関係ちょっとそこがよ

く。ひかりにしても、もうひかりさんは最初からありましたよね、年度当初から。9名定員まで達してないけども、いわゆる待機児童は10名、っていうのはこれちょっとここだけ説明いただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

クラスが年齢によって保育士の数が違ってくるんですけども、1歳児の希望が今非常に多くありまして、1歳児が6人に対して1名保育士の配置をしないといけないんですけども、この保育士がですね今全国的にも不足をしております、運営等の関係もございます。おとり保育園さんには途中から開所したっていうところで、0歳児と1歳児と2歳児をですね、主に受け持っていてはいるところなんですけど、逆にこの0歳、1歳と1人当たりの受け持ちの数の少ないところを持っていただいているので、60人定員用で保育士さんの割り振りはあったんですけども、逆に他の年齢が受け入れができなくなっているっていう状況になっています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○堤理志委員

今の保育所の待機の問題ですけれども、もともとの町としての推計は榎の鼻の北陽台団地ができたとしても、保育所を整備するというので、一応町としての計画では、待機は大丈夫だろうという推計のもとだったと思うんですよ。

0歳児とか基準がいろいろありますから、こういう結果なったんだと思うんですけども、榎の鼻がですよ、まだもっともって増えてくるとなった場合に、この待機がちょっと今の状態でも待機があるということは、また、5年後、10年後となってきたらますます増えてくる可能性が出てくるんじゃないかなと今ふと感じるわけなんですけど、そうなった場合に各保育園ごとの定員数のちょっと計画なりを考えないといけないんじゃないかなっていう気がするんですけど、そのあたり今後のそういう待機がさらに増えていくおそれがないのか。今、地方創生ということで子供たちをね、子供たちというか若い世代に移り住んでいくというのが、どこの自治体もそれをやっつてる中で、特に長与町は子育てに力を入れるという中では、そのあたりというのが非常にもしそういう状況ならかなり考えないといけないのかなっていう気がするんですけど、今後、そういう定員増等についての考えは必要性といいますかね、ないのかどうかいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

そうですね、今年度は1園、開園はしたところなんですけど、年度の途中であったってことで、すごく年齢構成がいびつな形になっています。



来年の4月になれば少し述べでバランスが少しがとれてくるのではないかなっていうふうに思っておりますが、確かに1歳児クラスっていうのが非常に予想を上まわって増えてきているところではあります。

希望の保育園であったりとか全体で見ればですね、大体おさまってはいるんですが、1歳児に関して言えばそうですね、後は保育士の確保ができれば、もうちょっと預かれるんだけれどもっていうところで、今どこもですね、保育士さんを探しているような状態にありますので、今、長与町だけではなくて国の方も保育士さんが足りないっていうことで、いろんな手だてをですねしてくださってますので、そのあたりの補助金も新しく出来てきてますので、そのあたりもちょっと活用しながら、保育士の確保に努めていきたいなっていうふうには思っております。あと去年は、今年待機が10名ですけども、去年が14名だったんです。改善、4月は毎年0なんですけどもどうしても年度途中、中途入所が増えてきまして、少しこう減少傾向にはあります。あと、めぐみさんが建替えをしているところなんですけど、ここも10名増やすことで計画をしております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。歳入、歳出合わせて最後になにかありましたら、質疑を受けます。質疑なしと認めます。これで福祉課所管の審査を終わります。場内の時計で1時15分まで休憩をいたします。

（休憩11時57分～13時13分）

**○委員長（喜々津英世委員）**

こんにちは、それでは休憩前に引き続いて委員会を開きます。午前中に引き続いて、生活福祉部の環境対策課の件を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。なお、説明、答弁は座ったままで結構です。木島課長。

**○環境対策課長（木島英利君）**

環境対策課所管について、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号に関する説明書により説明をいたします。説明書、歳出の30、31ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、4節共済費でございます。社会保険料5万3,000円を計上いたしております。これは、育児休業等代替職員の社会保険料を計上いたしましたものでございます。代替職員の勤務時間が5時半までに変更することにより伴った計上でございます。次に、7節賃金でございます。これにつきましては、育児休業等代替職員賃金8万6,000円を計上いたしております。次に、2項衛生費、1目衛生総務費、2節給料222万3,000円、3節職員手当等153万1,000円、4節共済費81万8,000円を計上いたしております。いずれも職員の人事異動に伴うものでございます。次に3目ごみ処理費、13節委託料でございます。ごみ収集委託料159万4,000円を計上していただいております。これは、可燃ごみ等収集運搬業務委託料の労務費の単価の変更に伴うものでございます。次に3目し尿処理費、13節委

託料でございます。し尿収集委託料189万円を計上いたしております。これはし尿収集委託料の労務単価の変更に伴うものでございます。

以上よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。環境対策課は歳出だけ、4款1項5目30、31ページ。1番上段の部分、ここで何かありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

13委託料の中で先ほど、ごみ収集とし尿収集でそれぞれ労務単価が変更ということ御説明がありましたが、年度途中で労務単価が変更になったのか、また、このあたりもう少し詳しいいきさつがあればですね。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

予算策定の段階で作成しておりました単価につきましては、4月1日現在での単価が変更になりましたものですので、長崎県基本単価一覧表の労務単価を利用しとの関係で変更させていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

松浦部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

補足をさせていただきたいと思います。まずあの新年度の要求の場合は、前年の4月1日で単価を算出しております。ただ県の労務単価の方が毎年2月に変更になりますので、どうしても当初の予算に間に合わないということで、今回あげさせていただいている所です。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですね。他にありませんか。ごみ処理費、し尿処理費がそれぞれ労務費単価が変更になったということで、補正ということで、よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑終わります。これで環境対策課所管を終わります。引き続いて、健康保険課を行います。暫時休憩します。

（休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩は閉じて審査を再開いたします。これから生活福祉部健康保険課所管の審査を行います。提案理由の説明を求めます。森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

それでは、健康保険課所管について説明をいたします。今回の補正の主なものは、未熟児養育医療と予防接種の今後の支出見込によるものと国民健康保険保険基盤安定負担

金等の額の確定によるものです。それでは、まず歳入について説明をいたします。説明書の6、7ページをお開きください。11款1項2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は、未熟児養育医療にかかる保護者負担金です。続きまして、13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険保健基盤安定負担金は、保険者支援分に係る2分の1の補助となります。今年度から保険者支援制度が拡充されましたので、大幅な増額補正となっております。続きまして2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は、未熟児養育医療にかかる国の2分の1の補助となります。続きまして14款1項1目民生費県費負担金、1節社会福祉士負担金のうち、国民健康保険保健基盤安定負担金は、まず、保険者支援分が4分の1、これは、金額としまして913万9,000円となります。それから、保険税軽減分の4分の3にあたる部分、これが41万円になります。その合計額954万9,000円となっております。続きまして、2目衛生費県費負担金は、未熟児養育医療に係るもので、補助率は4分の1となっております。10ページ、11ページをお開きください。19款5項1目雑入ですが、これは未熟児養育医療にかかる保護者負担金のうち、福祉医療の対象となる分を直接福祉課から福祉課の方から受け入れるためのものになります。続きまして歳出の説明をいたします。24、25ページをお願いします。3款1項5目国民健康保険費、28節繰出金は、国民健康保険保健基盤安定負担金の額が確定いたしました。保険税軽減分で54万6,000円。保健者支援分3,655万8,000円が増額となっております。しかし、交付税で措置されます保険財政安定化支援事業分につきましては、算定係数の変更により314万4,000円の減額となっております。合わせまして、3,396万円の増額補正をいたしております。28、29ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費、7節賃金は健康増進係の保健師が1名、1月から産休に入る予定となっております。

また、11月に臨時職員取扱規定の一部が変更となり、育児休業中の正規職員の代替については、常勤の職員の勤務時間を超えない範囲において勤務することができるように改正になりました。そのため2号補正の際に2名分の代替の賃金をお願いしておりましたが、その時間数が5時間45分での勤務で計上をいたしておりましたので、その差額と合わせまして80万5,000円を賃金として計上をさせていただいております。また、勤務時間の関係で社会保険の適用ともなりますので、戻りますがその4節共済費の中に社会保険料32万5,000円が入っておりますが、今回、3人分の保険料を計上させていただいております。続きまして、2目感染症予防費、13節委託料は予防接種の委託料になります。前年度の実績及び今年度の接種状況等により増額補正をお願いいたしております。これは昨年10月から高齢者肺炎球菌と小児用の水痘ワクチンが、定期接種となったことが増額の大きな要因となっております。続きまして、3目母子衛生費、20節扶助費ですが、これは未熟児養育医療の対象者とその子たちにかかった医療費が増加しております。今後も支出が見込まれることにより増額補正をお願いしております。23節償還金利子及び割引料については、26年度の未熟児養育医療費の額の

確定による国庫及び県費の返還金となります。4目健康増進費、23節償還金利子及び割引料については、26年度の健康増進事業に係る補助金の額の確定による県費の返還金となります。以上が今回の補正の内容でございます。御審議よろしく申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、歳入の部6ページ、7ページ、11款1項2目、それから、13款1項1目1節の1番上のぶんかな。それと、13款1項2目の1節、57万3,000円。それと、14款1項1目の1節、社会福祉費負担金の1番上、国民健康保険基盤安定負担金、これが、健康保険課所管分ですね。質疑はありませんか。ごめんなさい。14款1項2目の1節保険衛生費負担金これもです。母子保健衛生費負担金ですねいいですか。また後で一括していきます。次が10、11、19款5項3目の1節雑入ですね。養育医療費返還金です。いいですね。次に、歳出いきます。24、25、3款1項5目ここで何かありませんか。ないようですから、先に行きます。28、29、4款1項1目2目、3目、4目ここまでで、何かありませんか。いいですか。それでは、次行きます。それでは歳入、歳出合わせて結構です。金子委員。

○金子恵委員

ちょっとわからないので教えて下さい。この国民健康保険の特別会計のすいません、25ページです。国民健康保険特別会計の繰出金っていうのはどういうふうなあれで算出される方法っていうか、この数字の確定っていうのはどういうふうにしてから出てくるのか。

○委員長（喜々津英世委員）

国保会計での繰出金の根拠。森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

今回補正をさせていただいてる分につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定という形で、まず、歳入の方で、6、7ページですね。国費で保険基盤安定支援金の分で、1,827万9,000円という額があります。これが国費の支援分の2分の1の額になります。それから、県費の方で954万9,000円というのがあります。それが、この保健者支援分4分の1が、913万9,000円。それから、保険税軽減分が4分の3で41万。これをこの分に、支援分につきましては、国と県で今、4分の3が入っておりますので、4分の1を町の町費を加えた形で、金額が確定になります。その金額が失礼しました。あわせて、106504640という金額が軽減分となります。それから、支援分が62100644という金額がこれが確定になります。すいません、わかりにくい表現をしましたね。まず、支援分につきましては、6,210万644円が確定になります。軽減分が1億650万4,640円。これが保険基盤安定負担金のトータルが1億6,860万5,284円という金額が確定になります。現計予算が1億3,152万円計上いたしておりますので、保険基盤安定負担金につきましては、3,710

万4,000円という金額が上がってまいります。もう一つ、保険財政安定化支援事業といたしまして、国が1,000億について交付税措置をする分があります。それは、いろいろ軽減世帯が多いとか、病床数が多い、それから高齢者が多いというような算定基準がありまして、計算をされるんですけども、その算定の基準の係数が毎年変わります。ですから予算自体はもう前年度の決定額をそのまま上げておりますので、今回確定額が948万3,000円ということでしたので、現計予算からマイナスの311万4,400円という金額になりますので、両方合わせまして3,396万円という額が特別会計の方に繰り出されるということになります。

**○委員長（喜々津英世委員）**

わかりましたか。他にありませんか。堤委員。

**○堤理志委員**

29ページの予防接種委託料のところでお伺いしたいんですけども、例年のことと、あと先ほどの説明では、肺炎球菌とか水痘ワクチンですか、そういったものの定期接種が増えたということで説明がありましたが、以前、もういつのことか忘れたんですが、たしか12月補正あたりでは、よく今年度は今年の冬はインフルエンザが増えるいろいろな予想があって、そういうものも見込んで予算計上したりというのをちょっと記憶があるんですが、今回は、そういう例えば今年、今回の冬にこういったものが増えて流行性のね、そういったインフルエンザ等々が増えるとか、そういったものが増えてそれを見込んだ、予算計上というのはあるのかどうか。そのあたりの情報がもしあればせつかくですので、お知らせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

森川課長。

**○健康保険課長（森川寛子君）**

インフルエンザの流行とかいうのに関しては、今のところそれほど流行するだろうというような情報等が入っておりません。ただ、今年度からですね、インフルエンザのワクチンの今までAが2種、Bが1種の3種でワクチンが生成されてたんですけども、今年度からBも2種ということで、4種類が入ったワクチンが推進されるようになりましたので、インフルエンザの単価が若干高くなっております。その分でその単価が上がった分については、今回の補正で見込みで計上をさせていただいております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。堤委員。

**○堤理志委員**

せつかくですのでちょっとお伺いしたいんですが、今回、補正の中で、ところどころでその未熟児の未熟児医療云々ということでいろいろ話が出てたんですが、何か重篤な例があったのか、ちょっとわかりやすくそのあたりが今回出た要因なりがあればお知らせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

志田課長補佐。

○健康保険課長補佐（志田純子君）

今年度はですね、昨年度に比べて件数自体も増えておりますし、生まれた子供もですね、600グラムとか1,100グラムとかそういう小さい子が生まれてですね、入院期間がやっぱり2カ月から3カ月とか長期にわたってしまって、そういう部分で少し医療費が上がったというのがありまして、増額っていう形になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

ちなみに、まあ人数まで結構なんですけど何割、通常より何割増しとか何かあれば、通常より多いということなのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

25年度の実績が8名、それから26年度が6名でしたが、27年度につきましてはもう10月までで9名、もう対象になるということがわかっております。今後もその後も、今、後2名増えるということがもう確定しておりますので、11名ですね。それが今現在ですので、今後また、ないとも限りませんので、2名分をプラスした形で13名分っていう形での計上をさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○安部都委員

ちょっと関連質問でお聞きいたします。今、非常に話題になっています、肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチンなどですね、化血研の方で、今、厚労省の作成に伴って、厚労省にあった基準ではない方法で化血研がこのインフルエンザワクチンとかね、そういうふう全部でしていたということで、非常に40数年間も、45年間も偽造していたということで、今話題になってますけれども、かなりですね、親たちからとか子供たちのね、接種に対して非常にちょっと危惧するような声とか、大丈夫なんだろうかというような声が全国でも今、あがってるんですけども、ここでは厚労省からこういう研究ワクチン、インフルエンザとかそういったワクチンに対しての要望とか、相談とか、それとも向こうからの厚労省からの説明とかいうのは受けたんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

志田課長補佐。

○健康保険課長補佐（志田純子君）

すいません、国からの指示というのはですね、ワクチンが中止っていうか中止の状態

にしますということが来てます。それと保護者の方からは、特に個別で質問とか不安ですという意見はないです。病院・各医療機関においては、医療機関が自分のところはこのワクチンを、どこの会社のワクチンをとってということで、うちがどこのメーカーをとってという指定はしておりませんので、それぞれにお任せをしている状況です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。思い残すことないように質問してくださいよ。いいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で健康保険課所管を終わります。御苦労様でした。引き続き、介護保険課をいきます。暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を通じて、委員会を再開します。生活福祉部介護保険課所管の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。なお、説明答弁は座ったままで結構です。富永課長。

**○介護保険課長（富永正彦君）**

それでは、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号につきまして、介護保険課分の御説明を申し上げます。事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。1番下になります。14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節老人福祉費補助金「長崎県元気高齢者による地域づくり事業費補助金」43万3,000円でございます。これは平成25年度から長崎県が行っております「元気高齢者による地域づくり事業」として、市町が実施する活動交流拠点補助に対する間接補助金として、対象経費上限の65万円、補助率3分の2の県費補助金を財源として計上したものでございます。続きまして歳出の方にまいります。28、29ページをお開きください。3款民生費、3項老人福祉費、1目老人福祉総務費、19節負担金補助及び交付金、「元気高齢者による地域づくり事業費補助金」65万円でございます。歳入でも御説明いたしました3分の2の県費補助金を財源にいたしまして、対象経費上限の65万円を間接補助金として、事業実施主体であります長与町社会福祉協議会へ補助するものであります。町社協では、「地域の縁側づくりプロジェクト」として、平成26年度から取り組んでおり、既にウッドデッキの整備を社協単独で完了している状況でございます。県の補助金が今年度限りとなっていることを受けまして、間接補助の要請を受けたものでございます。具体的な事業計画といたしましては、長与町社会福祉協議会の大ホールとパチンコ店の間の敷地にあります屋外ウッドデッキの周辺整備並びに建物二階部分の屋内整備で総額317万3,000円の事業計画となっており、町といたしましては、県費補助金を最大限活用すべく限度額であります65万円を計上し、町社協に補助支援するものでございます。3分の2の43万3,000円が県費で財源確保できますので、21万7,000円が町の一般会計からの負担となるものでございます。今回、町社協が取り組みます「地域の縁側づくり事業」は、世代にとらわれず、だれもが気軽に集える交流の場をつくることを目的としており、町社協が管理を町老連を筆頭に町内福祉団体で運営を

行う計画でございます。地域コミュニティの活性化、高齢者や障害者の居場所づくり、孤立化の防止や子育て世代の支援などにも繋げていくことを計画されております。町といたしましても、老人福祉センター施設の一部整備による町社協並びに関係諸団体の活性化を図ること目的に、高齢者福祉の面から本事業を支援する立場で今回の補助金を補正計上するものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず、6ページ、7ページの歳入。14款2項2目3節43万3,000円、「長崎県元気高齢者による地域づくり事業費補助金」という県からの補助。続いて歳出が、3款3項を1目19節、65万円。この財源にありますように、国・県支出43万3,000円、一般財源21万7,000円で65万の事業という説明でありました。質疑ありませんか。安部委員。

**○安部都委員**

今の説明でだいたいわかったんですけども、今、実際、デッキ、ウッドデッキ、ウッドデッキっていうかテーブルとかいすとか、それが整備はされてるんですが、実際、活動ちゅうか利用はほとんどまだされてないような状況じゃないのかなということで、今後どのようにですね、それをもっと地域の方たちに、町民の方たちに幅広く活用していただけるのか、そこのところ全くまだ見えないので、今後の予定としてこのどういふふうに活用させる予定でしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

富永課長。

**○介護保険課長（富永正彦君）**

今、若干、説明の中でも申し上げましたけれども、ウッドデッキは既に整備をされている状況でございます。屋外部分につきましては、ウッドデッキ周りの整備、目隠しフェンスであるとか、テラスあと花壇、あと人工芝を張ったりとかいうことを計画をされておられます。屋内整備につきましては、建物の2階の踊り場といいますか、2階上がったところが、ちょっと広いスペースがあるんですけども、その部分にカウンター戸棚とか、クッションフロアあたりを張りかえてテーブルいすを設置して、来られた方が自由に休まれたり、話をされたりとかいうことができるようにということで計画をされております。あくまでも自主主体が社会福祉協議会の事業でございますので、町の方がとやかく言うあれはないのかなと考えてるんですけども、うちとしましては、高齢者支援という居場所づくりそのあたりについてもですね、力を入れていくべきということでございますので、今回の社協の事業を支援をしていくということでの補助金を計上ということで御理解いただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

安部委員。



#### ○安部都委員

ちょっと社協の方たちからも聞いたんですけど、だからあの当初は、カフェみたいな形で、何か運営をしていくというような、社協がですね、いうふうなことを聞いたんですが、そのあたりでそのような計画は今後あるのかどうなのか、ちょっとはい。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

#### ○介護保険課長（富永正彦君）

社協そのものはカフェをつくりたいということで考えていらっしゃるみたいなんですけども、一応、協議をする中ではですね、そのカフェをだれがするのか、どういう形で行うのかというのは、もう少し話を詰めていった方がいいんじゃないかということで協議はしているところです。現場の方は、コーヒーマーカーとかですね、そういうものを置いてこうお茶を気軽に飲めたりとか無料で振る舞うか、安価にするかっていうことはまだ決定してませんが、とにかくできるだけ安い形で、皆さんがそこで寄って、お茶を飲んでいただくというような場にしていきたいということで計画をされているようでございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑終わります。これで介護保険課所管は終わります。どうもご苦勞様でした。場内の時計で2時15分まで休憩をいたします。失礼しました。14時10分まで。

（休憩13時55分～14時4分）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それでは再開いたします。当初の予定は、生活福祉部で終わりというふうにしておりましたが、ちょっと時間がありましたので、総務課所管から始めたいと思います。その中で補正予算と例えば42、43ページを見てもらえばわかりますように、時間外勤務手当が1721万9,000円ぐらい補正が組まれておるということもありまして、それぞれ各課から、各課の時間外手当の内容について説明をしていただくと。そして、説明が終わったあと、すべてが終わってから、総括で質疑をさせていただきます。その後、総務課以外の方は退席をしていただくと、そういう段取りでいきたいと思います。じゃあ総務課から行きますか。谷本課長。

#### ○総務課長（谷本圭介君）

お疲れさまです。それでは、一般会計補正予算第3号につきまして、説明をさせていただきます。まず、人件費に関する補正の全体的な説明をさせていただきたいと思えます。補正予算第3号に関する説明書の40ページ、41ページをお開きください。40ページ以降が補正予算給与費明細書になりますので、これを用いて全体的な説明をさせていただきます。まず、40ページ、41ページは特別職に関する補正でございます。1番下の部分でございます。比較の欄の右から2列目の期末手当77万4,000円で

すが、これは町長と副町長の期末手当を計上をさせていただいております。次に、右のページに移ります。右から3列目に共済費、37万4,000がございます。これは、特別職共済組合負担金の増額補正をお願いするものでございます。次に42、43ページをお開き願います。こちらは一般職の補正になります。

まず、上の表になりますが、企画の欄の給与費の給料で3,419万2,000円の減額、職員手当では8,116万1,000円の減額、合わせて1億1,535万3,000円の減額を予定をしております。その他に右のページにあります、共済費でございますが2,140万円の減額の要因がございます。下の表は、職員手当の内訳となっております。左のページの右端、特殊勤務手当。それと右のページの1番左側の時間外勤務手当とさらに4列目の勤勉手当以外の手当は減額の補正となっております。時間外勤務手当は、今回、総務課、政策推進課、財務課、企画課、税務課、住民課、福祉課、健康保険課、介護保険課、農林水産課、管理課、生涯学習課、スポーツ振興課の13の課において、増額の補正をお願いをいたしております。次に、44、45ページをお開き願います。こちらは、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。概要について説明させていただきます。まず、上の段の給料につきましては、給与改定に伴う増減分が273万9,000円の増となっております。昇給に伴う増加分は、平均昇給率1.5%で951万円となっております。その他の増減分につきましては、職員の定年退職、新規採用、さらに人事異動等による配置転換等により、4,644万1,000円の減額を見込んでおります。職員手当につきましては、制度改正に伴う増減分が566万2,000円。その他の増減分で、8,682万3,000円の減額となります。給料と職員手当を合計いたしますと、給与改定、昇給、制度改正に伴う増額が1,791万1,000円でその他の増減分が1億3,326万4,000円の減額であり、合計をいたしますと1億1,535万3,000円の減額となっております。次に、46ページをお開きください。こちらは、給料及び職員手当の状況でございます。職員1人当たりの給与を今年の1月1日と10月1日で比較したものでございます。次に48、49ページお開きください。こちら1月1日と10月1日の比較でございますが、級別職員数を表したものでございます。人件費に係る全体的な説明は以上でございますが、各所管の時間外勤務につきましては、それぞれの課より説明をさせていただきたいと考えております。まず総務課でございますが、総務課の方の主な要因といたしましては、平和事業70周年記念が夏にございましたが、その影響とあと、来年度4月1日を目指しております機構改革。そして、今話題のマイナンバーに係る関係事務でございます。それと消防の方では、デジタル化ですね、防災行政無線のデジタル化、これに伴う時間外が増えるというふうに見込んで計上をさせていただいております。総務課は以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

順番に行きます。14、15ページからずっとそれぞれ所管で、ページと状況を・・・ください。次、財政。田中課長。

○財務課長（田中一之君）

財務課所管でございますが、ページの14ページ、15ページをお開きください。2款1項3目、財政管理費。こちらの時間外勤務手当でございますが、4月1日の人事異動に伴う業務担当換えによる、事務処理時間の増加、そして28年度に町長選挙控えた骨格予算、並びに機構改革等を考慮した当初予算編成事務。このあたりの事務量が増加することを見込んだことにより、45万円の増額補正の方を計上いたしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

企画課。久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

失礼をいたしました。それでは企画課の時間外勤務手当について御説明申し上げます。16ページ、17ページをお願いいたします。今回、125万8,000円の増額をお願いしております。主な内容といたしましては、当初、想定しておりませんでした、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定事務が入ってまいりましたこととですね、それに伴います地方創生交付金、これの事務がございました。それとですね、大きな仕事としては総合計画の策定。それと国勢調査が今年度当初から想定をされておりましたが、国勢調査のオンライン調査につきまして、これがですね、従来の調査方式と異なっておりまして、世帯との接触の機会が少なかったということによりですね、逆に本部の事務が増加したということもございまして、今回、大きな金額の増額をお願いしておりますところでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次が税務課。田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

税務課の2款総務徴税费350万を計上しておりますけども、ページ数が18、19ページになります。これは本年度から新システムによる課税業務に変更されたことによりまして、従来、情報管理課等で行っていった情報の出力、これを所管課で、担当の方で行うようになりまして、確認作業に時間を要したことが主な理由でございます。

また、課税業務につきまして今まで動員っていいですか、応援を得ていたのを今年ちょっとシステム変更により、応援職員の応援を要請できなかったことにより、超勤が増えたということが、今回補正をお願いする要因でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次は、20、21ページ、これは住民課、西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

説明書の20ページ、21ページをお開きください。住民課所管の時間外勤務手当ですが、今回お願いしたのは、職員が1名増員とそれとマイナンバー制度の現在は通知カードの対応しておりますが、年明けて1月からは個人番号カードの対応も入ってきます

ので、そのために増額をお願いしております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

選挙管理委員会、総務課かな。マイナス補正が出てますけど、増だけいきます。町長選挙もあつか。22、23、町議会議員補正。谷本課長。

**○総務課長（谷本圭介君）**

失礼しました。選挙管理委員会関係でございますけれども、36万円の減額が。ページ数としては22と23になりますが。失礼しました。20ページと21ページなります。これは長与町議会議員一般選挙でございますして、時間外勤務手当は36万円の減額というふうになっております。次のページの22、23ページでございます。こちらは長与町長選挙関係の費用でございます。時間外勤務手当24万円ということで計上させていただいております。これは町長選挙の方がですね、期日の決定がされてからの計上ということで、当初の予算に計上しておりませんでしたので、今回、上げさせていただいております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

3款1項、福祉課、村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の3節職員手当等の時間外勤務手当を500万飛んで、すいません、22ページ、23ページです。3款1項1目3節の時間外手当で505万7,000円を計上をさせていただいております。大きな要因としまして、地方創生事業の繰越事業、子育て環境整備事業等を2つ事業を新たに行っております。それと職員体制としまして、4月と7月の2度の人事異動。1人参事職から一般職に変わったこと、そして臨時福祉給付金が平成27年度も引き続き開始をされまして、職員が2名減の体制で行っていること。そして6月補正でお願いをいたしました、多子世帯保育料の軽減事業、また第2次地域福祉計画の策定、そして9月の補正でお願いをいたしました、学童クラブの新設、それと地域少子化対策強化交付金事業と新規の事業が大変膨れたことによるものになります。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

続きまして、これは国民健康保険課、森川課長。

**○健康保険課長（森川寛子君）**

ページは24、25ページになります。3款1項5目国民健康保険費、職員手当のうち時間外手当11万2,000円を計上させていただいております。

これは4月に人事異動がありました。2人出た後に1人は新人職員、1人は育児休業中の職員であったため、4月、5月に通常よりも多い勤務が必要になったということがございます。それから今後の見込みといたしまして、30年度に向けた国保の県単一化に向けての事業等、事務等入ってくるということが予想されますので、現状の予算では足りないということで、11万2,000円を補正させていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

続いて、介護、富永課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

28ページ、29ページをお開きください。介護保険課の時間外手当の分でございます。まず増の要因といたしましては、職員がねりんピックの関係で2名増をさせていただいております。それと法改正の制度改正に伴う事務量の増加、並びに新住民情報システム導入に伴う時間外処理、あと会計検査受検に伴う事務が増額となっております、80万円の補正予算補正をお願いしているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に農林水産課。中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

それでは、農林水産課所管分につきまして、時間外手当につきまして、御説明をいたします。32、33ページのですね、上段のほうになりますけれども、お開きいただきたいと思っております。3行目の時間外手当でございます。108万円の増額となっております。これは、4月の人事異動によります新人職員が割りあてられましたけれども、事務引き継ぎ並びに年々増加しております、有害鳥獣対策や今年度が4期対策の初年度となります、中山間地域等直接支払い交付金の国の申請等事務、及び今年新たに始まりました、加工所建設に伴います時間外が増加しております。今後も水産多面的機能発揮対策事業事務とか、ひと・農地プランの集落説明会、各種補助金の実績報告等が控えておりますことから、今回108万の増額をお願いするものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次、管理課、濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

ページは同じページで、8款1項1目の土木総務費の時間外手当になります。これは173万7,000円、お願いしております内訳につきましては、7月の人事異動によります病休と休職による職員の1名減に伴う時間外の増にあたります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次、36、37ページ教育委員会、栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

36ページ、37ページ、生涯学習課所管の時間外手当について御説明させていただきます。10款6項1目社会教育総務費、時間外勤務手当ですが、60万円の増額を計上させていただいております。理由につきましては、御存じのとおり生涯学習館は、平和コンサート・文化祭等々、それから各種講座等を開催させていただいております。今年度、27年度新規採用が1名、2年目の職員が1名、3年目の職員が1名と経験年数が浅い職員が在籍しております。そういったところでの所管替え等も含み、文化班の職員が本年度4月より病気休職により1名減の状況であります。そういった状況により全

体的な各係間のカバーの積み重ねで、時間外勤務が増えている状況であります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、38、39、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

38、39ページ、10款7項1目保健体育総務費の中の3節職員手当の時間外勤務で35万円の増額補正を計上させていただいております。4月の人事異動で私を入れて、課長補佐兼係長と担当3名体制だったんですが、私以外の係長と課長補佐、係長と担当が移動になりまして、新たに私以外が総入れ替えになりました。ですから、当初から時間外がちょっと不足するだろうっていうことは予想をされてました。それで仕事は前倒し前倒しでということで、進めていたんですけれども、やはり不足の時間外が必要となったということでございます。それと今後におきましても、後半におきましても、どうしても夜でないとできないトレーニング講習会などの夜の部門、あるいはロードレース大会・スポーツ推進員さんもお仕事を持っていますので、夜の会議等になりますので、その分を含めたところでの計上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それではあの取り急ぎ時間外に絞って、それぞれ説明をしていただきました。14、15ページ、総務194万7,000円。それから財政45万円。ここでは何かありませんか。休憩をとります。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

再開をいたします。それぞれ今、各課から御説明をいただきました、トータルでは1,700万ばかり時間外が増えとるということでもありますけれども、それぞれ所管の時間外勤務手当についてですね、説明いただきましたので、これから質疑を行いたいと思います。まず、14、15ページ、ここで総務課、財務課所管でありますか。何かありませんか。ないようでしたら、次。16、17、ここも総合戦略とか地方創生・国勢調査で逆に本部事務が忙しかったとそういうことのようにあります。堤委員。

○堤理志委員

国勢調査が今回からネットでの回答ができるようになったということで、私はむしろその方が色んな削減になったのかなと思ったんですが、先ほどの説明ですと本部の事務が増加したということで、ちょっとこのあたりが私が想定していたことと、全く逆になってるなと思うんですが、そのあたりの理由といいますか、どういう状況なんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

御指摘のとおりですね、私どもも当初はオンライン調査の導入によってですね、事務

が軽減されるものと思っておりました。本町は参考までに県下でもですね、オンライン調査の比率が特に高くですね。半数弱48%から9%だったと思います、の方が、パソコンないしはスマホでの回答をしていただきました。ただ、実はその以前はですね、世帯対しまして、その地区の調査委員が足しげく通ってくださいます、留守の場合は何回も何回も通っていただいて接触をして、何人住んでいらっしゃるかと聞き取りをして、調査票の提出を御依頼申し上げておりました。ただ今回はそれがスマホで簡単にできてしまうと、そういう中ですね、やはり世帯の確認という部分がおろそかになって、例えば2世代、3世代でお住まいの世帯にもかかわらずですね、そのうちの1世代しか答えていただかなかった。そういったことをなどもございまして、その確認に非常に手間取ったというようなことがございました。そういうことで本部の負担が非常に増えたというのはそういった意味でございます。以上でございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それでは、18、19、徴税費、税務課ですね。新システムでの課税業務変更、こういったものが説明がありました、350万です。ありませんか。次に、20、21、住民課。94万8,000円。それから、町議会議員選挙は36万のマイナス補正ですね。次に、22、23、町長選挙。これは当初計上してなかったということで、24万の増額補正を。それから1番下、3款1項1目、ここが、今回では1番大きい505万7,000円。御質問ありませんか。いいですか。次に、24、25、健康保険課。これは11万2,000程度の増額補正。いいですね。次に、28、29介護保険課が80万。ここありませんか。なければ次に行きます。32、33、1番上の農林水産課。中山間とか有害鳥獣とか夜間の説明こういったもので、どうしても足りないという。それから、土木管理費、管理課所管ですね。173万7,000円。ここありませんか。じゃあ次行きます。次が教育委員会、生涯学習課か。60万いいですか。38、39、スポーツ振興課。移動とか夜間あるいは、休日の仕事、こういったもので補正を組まざるを得ないと。いいですか。各課全般的に何かありましたら。堤委員。

#### ○堤理志委員

今回が地方創生関係とか国調とかいろいろあるということはわかるんですが、そうは言っても毎年何らかの今年度はこれがあると、特徴的なこと時間外超過勤務が発生するようなことがあるわけですね。確かに今回多かったのかなと思うんですが、例年の状況を見た中でですよ、例えば、もうこれだけの超過勤務を毎年毎年上げるぐらいなら、もっと職員の増を図った方が超過勤務も減るし、職員さんの仕事も効率的に能率的にできるし、例えばいろんな次の手だてを考える余裕なんかもできてくると思うんですね。例年、どういう状況なのか私も知りませんが、非常に多忙、少数精鋭という一方でやっぱり聞こえはいいんですけども、実際に仕事をされてる職員さん方が大変な思いをされてるんで、もう少しむしろそういう職員さんを増やして、今、ストレスのストレスチェックなんかをやろうというような動きもありますから、もう少しそういう健康的

な職場づくりも含めてですよ、そういう体制というのが必要じゃないかと思っ  
て思うんですが、このあたりのいかがなんでしょうか。

○総務部長（荒木重臣君）

荒木総務部長。ありがとうございます。職員数に関してはですね、なかなか今の時期、今の段階というか今の時期ですね、増やすことができない状態です。県の方からも結構指導が厳しくてですね、でもそこの中でも長与町は徐々には増やしてはいております。今回も定数は229名なんですけど、現員で222名、今回13名退職で採用が16名一応するようにしております。それからあと再任用ですね。再任用の方が今回は、13名やめて12名いらっしゃいますので、その方たちがその張りつけ次第で、人間的には余裕が出てくるかとは思っております。どうしても足らなくなるような場合があると思っておりますので、その時には、定数を上げる議案をあげさせていただければ、と思っております。これはいつになるかわかりませんが、今のところは、現員でやっていこうと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。中村委員。

○副委員長（中村美穂委員）

時間外手当が増える要因として、いろんな事業があるということに御説明をいただいたんですけども、いろんな休職の理由とかは内容までは伺いませんが、現在、休職されてる方の人数っていうのはわかりますか。それに伴って、例えば時間外が増えているように聞こえるところもありますので。

○委員長（喜々津英世委員）

すいませんね。宮司課長補佐。すいません。

○総務課課長補佐（宮司 裕子君）

は現在ですね、3名の方が休職をしております。時間外勤務につきましては、確かに1名減、それぞれ3課にまたがって休職をしてらっしゃいますので、その課について、その方のカバーをするっていうことで、時間外勤務が増加しているっていうのはあります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。時間外勤務手当に対する質疑はこれで終わります。各課の皆さん御苦勞様でした。場内の時計で14時50分まで休憩をいたします。

（休憩14時44分～14時48分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは委員会を再開をいたします。いろいろあの会の進め方で委員の皆さんには、ご迷惑をかけましたけれども、この問題は、また後で、協議をして今後、取り組んでいきたいと思っております。それで、これから、総務課所管の一般会計補正予算について、審査を行いたいと思っております。議案の中身について、提案理由の説明をお願いいたします。谷



本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

それでは、総務課の独自要求分の歳入の方から御説明をさせていただきます。まず6ページを開き下さい。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節選挙費補助費の選挙人名簿システム改修補助金21万6,000円でございますが、これは充当率が2分の1の国庫補助金でございます。次に、歳出の関係でございますが、14ページ15ページを開き下さい。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、これは人件費に係る補正でございます。合計で1億4,402万7,000円の減額となっております。先ほどの説明で触れましたけれども、特別職の期末手当これが77万4,000円。そして、特別職共済組合負担金37万4,000円以外は、総務課・政策推進課及び管財課の人件費に係る補正となっております。今年度の当初予算につきましては、平成27年1月1日時点における職員の配置状況で計上いたしておりますので、その後の人事異動等の関係で変動いたしております。次に、20、21ページをお開きください。2款選挙費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。13節委託料の選挙人名簿システム改修業務委託、43万2,000円は、来年の参議院議員選挙から選挙権の年齢が18歳に引き下げられることによる選挙人名簿システムの改修でございます。これは先ほどの歳入で述べましたけれども、国より2分の1の充当率で補助がございます。4目長与町議会議員一般選挙費ですけれども、長与町を議会に一般選挙は、4月26日に実施をされましたので、その選挙に係る経費につきましては、26年度と27年度に分割して予算をお願いしておりました。今回は、27年度に係るもので減額補正でございます。また、今回の統一地方選挙におきましては、長崎県議会議員選挙が4月12日に実施をされておりますけれども、これは長崎県の予算執行が現在、まだ確定がされていないということで、こちらにつきましては年度末の3月に精算という形をとらせていただく予定にいたしております。次に、22、23ページをお開きください。5目長与町長選挙でございますが、通常選挙の期日が決まってから、予算の計上をいたしますので、当初予算には計上いたしておりませんでした。選挙の期日につきましては、新しい選挙管理委員のもとで、臨時会で決定される予定でございます。一部、平成27年度に支出するものがあるため、必要な部分の補正を今回計上させていただきます。少しページが飛びます。34、35ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、2目消防施設費、13節委託料でございますが、これは南田川内の防火水槽の汚泥の撤去等の委託料でございます。15節工事請負費は、先ほどの南田川内の防火水槽の周りに安全対策といたしまして、忍び返しがついたフェンスの設置し、擁壁補修するほか、6分団の消防格納庫の駐車場用地の車止工事等を行うものがございます。以上で説明終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行いたいと思います。まず、歳入が6、7ペー

ジ、13款2項1目の3節選挙費補助金、選挙人名簿システム改修費補助金。ここはありませんか。2分の1補助だということだったと思います。次に、歳出行きます。14、15ページからですね。いいですか。ここがなければ、次行きます。20、21ページ、2款4項1目選挙管理委員会、それからその下の長与町議会議員一般選挙費、ここありませんか。次に22、23ですね、町長選挙費です。なければ、34、35ページ。お聞きください。9款1項2目、3目。堤委員。

○堤理志委員

15の工事請負費の中の御説明で防火水槽の補修ということで、フェンスを張って忍び返しをつけるというようなことでありますけれども、これは例えば、子供さんの転落防止とかそういう安全対策のフェンスなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

工事の理由です。山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。場所がですね、南田川内地区になりますけども、現在、ため池のような形で使用されている防火水槽がございます。簡易的な安全防止策は設置をされているものの、有刺鉄線等も破損をしております、近所の子供たちもちょっと危ないというような声もっておりますので、自治会のほうから要望を受けまして、安全防止のフェンス、高さが1.5メートルのフェンスとあとそれに忍び返し、90センチの忍び返しをつける予定にしております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他に。安部委員。

○安部都委員

同じページでですね、6分団の車の格納庫の工事費の追加なんですけど、当初予算に最初どうして計上できなかったのかということで、その理由をお聞かせください。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。6分団の追加工事で今回、計上しております、駐車場の車止め工事でございますが、当初は予定しておりませんでした。場所が違いまして、格納庫用地の下の方になりますけど、あのループ橋の交差点がございまして、その脇の空き地がございまして。道路用地になりますけど、そちらを6分団の格納庫、利用者の駐車場としてですね。利用していいということで、管理課と協議をいたしまして、そちらにですね、だれでも進入できないように、ポールとチェーンを設置するということで協議をいたしまして、そのような工事を今回、追加で上げさせていただきました。本来の6分団格納庫の工事費と分けた理由ですけども、格納庫の工事費に関しましては、歳入の財源といたしまして、防災減災事業債という起債を充当するようになっております。ただ、今回の追加工事

に際しましては、その起債が使えませんので、単独費用での計上をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。岩永委員。

○岩永政則委員

今の6分団のことなんですが、当初予算ですね、工事請負で2,480万ぐらい組んでおりましたですね。それと第1回補正でシャッターの関係がありましたですね。同じようにね。そして、今度また追加ですと。何か何回も当初で組み、1回で組み、2回で組みですね、何かその計画性のないように聞こえてならないわけですね。だから今、財源のことをちょっと聞きましたけどもね。それはそれとしても全体的なきちと計画を立ててですね、シャッターの関係が補正ですぐ第1回の補正で上がるとかね、そういったことがないようにせんといかんのではないですかね。何かその地元の要望とかあるいは不具合があったりとかですよ。当初の計画としたときにね。あまりよいやり方じゃないんじゃないかなというふうにごに思いますので、そのあたりは理解できるように説明をお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

委員さんおっしゃるようになりますね、当初は十分な設計を見越してですね、当初予算で上げておくのが本来の形だとはわかっております。お話に出ましたシャッターの件でございますが、これは補助金を使えるということがいろいろ調べた結果、判明いたしまして、少しでもあの工事建築費の方をですね、一般財源を出さないようにということで以前の補正で組ませていただきました。今回の駐車場の関係ですけれども、格納庫の建築用地の中に当然、分団員さんたちが止める何台か分かの敷地は残ってはいるんですけれども、車を停めるですね。ただ、いっぺんに来た時にどうしても、ループ橋のところの道路に交通の邪魔にならないようにということで、近くにどこか利用できる所がないかということで探しました結果ですね、ちょうどループの内側の部分が、管理課の方の管理にはなるんですが、そのところが今のところは当面の間は使う予定がないということでしたので、御相談いたしまして、何とかしばらくの間借用させていただけないかということで、協議した結果ですね、許可をいただきましたので、使用させていただくことになったんですが、先ほども係長の方から説明ありましたように、だれでも勝手に停められてもまたそれも困りますので、それでポールを立ててあるいはチェーンを設置してってということで、あくまでもここは特別に消防団の緊急場合用の使用ということで使わせてくださいという形で借用いたしますので、そのための整備をさせていただくということで、今回上げさせていただいております。今後は、格納庫の建築、建替えにつきましては、委員さんおっしゃるようになりますね、先を見越しまして事前にそういった駐車場

等の確保も含めて、検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。堤委員。

○堤理志委員

先ほど伺いました防火水槽の転落防止のフェンスの件なんですけれども、全国的に時々やはり子供さんが落下して痛ましい事故が起こるといって、こういう安全対策っていうのは、やはりやるべき、必要性というのよくわかるんです。一方で、例えば本当にこう火災が起こった時に、水を必要とする時にパイプをつなぐ時なんかには支障が出ないような対策、もちろんやられてると思うんですが、そのあたりはきちんと確保された上での安全対策されてると思います。ちょっとそこ確認させてもらいたい。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。堤委員さんおっしゃるように、いざという時にですね、消火活動の時にちゃんとホースを突っ込むことができるかとかですね、そのあたりについてですけども、柵の一部にですね、扉を今回つけるようにしておりますので、いざ消火活動の時はそちらの扉をあけてから、ホース中間を挿入して、消火活動にあたるということがスムーズにできるように考えております。鍵に関しては消防団の方に持たせるようにしております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。質疑なしと認めます。これで総務課所管の質疑を終わります。御苦労さまでした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これから管財課所管の質疑を行いたいと思います。説明をお願いします。迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

それでは、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第3号）の管財課分を御説明させていただきます。説明書の16、17ページをお開きください。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、15節工事請負費、60万の補正をお願いするものでございます。内容でございますが、庁舎施設整備改良工事費として、機構改革に伴い、課名プレート取りかえ工事及び組織図取り替え工事を予定しております。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑をいたします。管財課所管は、16、17ページの2款1項5目財産管理費、庁舎施設整備改良工事ということであります。質問があり

ましたらどうぞ。堤委員。

**○堤理志委員**

実はその前の質疑の中で、機構改革に伴って、住民にとってわかりやすい案内のやり方が必要じゃないかという議論といますか、やり取りをしました。その中で、例えば、私たちの議会が他の市役所とか町役場を訪問した時に、例えば、高齢者の皆さんはこのラインを通って行ってくださいとか、そういうわかりやすい表示をしていたので、そういったことを今後、取り入れたらどうかという発言をしたんですよね。それについて、ぜひ今後、担当課、管財課の方にもそういう提案をしていきたいというような答弁があったんですが、今回は課名プレートと組織図というような話がありましたが、そういう話が今後あった場合には、そのあたりはもちろん財政的なものもあろうかと思いますが、そういったこともやはり必要じゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

迎課長。

**○管財課長（迎英樹君）**

今回、課名プレート取りかえ工事と組織図付け替え工事を予定してるんですけども、まず、課名プレート取りかえ工事というのは、13カ所、課の上にあるプレートのことなんですけども、それが13カ所あります。これを機構改革に伴って、変えるという考えでございますが、なるべくそういう課名プレートを刷新して、住民がわかりやすいような形で作成したいと考えておりますので、議員さんの御意見も検討に入れて、プレート等を考えていきたいと考えております。あと、組織図つけかえ工事ですけども、玄関の横に大きな組織図がございます。1カ所ございます。それと、エレベーター前にそれぞれ全部で8カ所、組織図がございます。あとエレベーター内にも、手づくりですけども2カ所。エレベーター2カ所ありますので、2カ所。あと階段のところにも、組織図をつけてます。そこら辺のつけかえ工事が出てくるものと考えております。委員さんの御意見も参考にして、作りたいと考えております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。質疑なしと認めます。これで管財課所管終わります。御苦労様でした。引き続き審査を行います。それでは引き続き、税務課を行います。資料の説明をお願いします。田平理事。

**○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）**

それでは、補正予算の説明いたします。ページ数は18、19ページをお願いいたします。2目の賦課徴収費でございます。この中の13節、14節18節備品購入費まで、いずれもイメージ管理システムの導入経費でございます。現在、課税を行いますときに、1人ひとり課税台帳を広げまして、台帳に1枚1枚手作業で貼った給与の支払い報告書、または年金の支払い報告書等を見ながらですね、課税をしてる状況ですんですよ。そ

れで、今回補正をお願いしています。イメージ管理とはですね、給与支払報告書、年金支払い報告書の課税資料を機械でスキャニングをしまして、ディスプレイ化しまして、課税業務を行う。ようするにパソコンといいますか、ディスプレイで見ていくという、だから台帳1枚1枚こう開かなくてもパソコンで2台用意して課税をしていくと。それで課税業務の効率化を少しでも図って、作業時間を少しでも短縮できるよう導入したいと考えまして、今回補正をお願いするものでございます。内訳としまして、13節の委託料が122万1,000円。内容は、イメージ管理導入業務の委託料です。54万円。課税資料等のスキャニング作業ですね、これが68万1,000円となっております。14節使用料賃借料ですけども、イメージ管理システム利用料として、月額6万7,000円の一応、本年度3カ月分と消費税、21万8,000円。18節の備品購入費ですね、これがイメージ管理システム用ディスプレイ機器。そのディスプレイ機器を5台分で8万7,000円を計上させていただいています。また、一般会計補正予算の5ページに、イメージ管理システム利用料の債務負担行為、5年分の限度額412万5,000円を計上させていただいております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

すいません。ディスプレイを何台と言われた。もう一度、ちょっと、5台。じゃあ結構です。説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。堤委員。

**○堤理志委員**

今の御説明ですと課税に関するいろんな資料をスキャニングして、デジタル処理みたいな感じにしてモニターで見るということで、恐らく色んな検索とかものね、スムーズにはできるという点はわかるんですが、一方でちょっと気になるのが、これは課税ですから非常に個人のプライバシーっていいですかね、色んな状況がわかる、個人情報にあたるものが業務委託ということになるという点が、ちょっとこう大丈夫なのかなというふうに思うわけです。電算システムなんかについても、もう今、委託が進んでますので、これだけがそういうわけじゃないんですけれども、そういった業者に委託する形になりますもんですから、今までもいろんな例えば学習塾の件でね、そこからそういった情報が漏えいしたりとかいうこともあるもんで、このあたりのセキュリティーの管理というのが、相当注意しないといけないと思いますが、このあたりの考えはいかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

田平理事。

**○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）**

現在も源泉徴収票って申しますか、給与支払い報告書と年金支払い報告書については、NDKCOM、昔の長崎電算センターですかね、ここに委託してパンチもしていただいているんです。そしてそうしないと、今までそのパンチだけはお願いしてたけども、その課税の方までのスキャニングまでも、今度はお願いをしよう。それで業務環境を効率

化よくしようという考えで導入をお願いしています。またセキュリティにつきましては、当然契約するわけですから、そのへんについては、今までの源泉徴収票のパンチも委託してますし、そういったのを万全にしていきたいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどちょっと話の中で、モニターが5台ということで、単純に考えたらそんなに要るのかなという気がするんですが、その5台必要な理由ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

本当はもっと欲しかったんですけども、要するに1人1台の今、パソコンがございます。それで、課税の資料を見て、そのスキャニングしたやつをこっちの画面で見る。ようするにこっちで課税業務をしながら、その方の給与支払い書を5枚あるのか、3枚あるのか、それを確認しながらするということですから、やはり1人は1台はないといけないもんですから、本当これがもう少し値段が下がればあと2台でも入れられたら、今度は応援職員が来ても対応できるという考えでおります。1人1台やはり必要になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

事情はよくわかりました。そうなればですよ、逆にモニターってそんな高いもんじゃないような気がするんですよ。そんな高いもんなんですか、むしろもうそういう事情なら思い切って、事務の効率化から言えば、揃えとった方がいいような気もするんですが、そうならなかったのは予算が足りないのですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

福本課長補佐。

○総税務課長補佐（福本美也子君）

現在、1つの業者からですね、モニターにつきましては見積もりをとって予算計上させていただいております。今後ですね、見積もりを複数社からとりまして、できるだけ低く押さえることができればなというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

田平理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

委員さんおっしゃるとおり数多く入れたいと思いますので、安いやつが多分あるはずですので、できるだけ台数を増やして、そうしないと今度、今、5名の住民税担当がお

りますから、それを今度応援職員を少しでも入れないと今年残業をお願いしたように、また、残業がかさむということになります。少しでも事務の効率化につなげていきたいと思っておりますので、そういうふうにしていきたいと思っております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。質疑なしと認めます。これで、税務課所管を終わります。ありがとうございました。続いて、財務課所管を行います。暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは、休憩前に引き続き財務課所管を行います。説明をお願いします。ページ数もふまえて、お願いします。田中課長。

**○財務課長（田中一之君）**

それでは財務課所管の分の説明をいたします。まず歳入であります。説明書の8ページ、9ページをお開きください。18款1項1目1節繰越金9,359万9,000円。こちらは、今回の補正第3号の財源調整のための計上でございます。歳入はこの1件のみでございます。続きまして歳出ですが、人件費の分は飛ばしますので、38ページ、39ページをお開き願います。13款1項1目25節土地開発基金への積立金でございます。御承知のとおり、長与町図書館建設用地の先行取得を行うための積立金になります。土地開発基金条例の一部改正においても、御審議の方をいただいておりますが、基金の額は、今回積み立てられる4億円を増額した8億7,600万円に改正をしております。以上が財務課所管でございます。御審議の方よろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。8ページ、9ページの繰越金につきましては、財源調整のための補正ということでありました。よろしいですか。次に、38、39諸支出金13款1項目25節の積立金、昨日から出ておりますように、土地開発基金積立金ということで、4億が計上されております。質疑ありましたらどうぞ。いいですか。質疑なしと認めます。これで質疑終わります。以上で、財務課所管を終わります。御苦勞様でした。なお本日はこれで審査を終了したいと思います。これにて散会いたします。また、明日もよろしく願いいたします。